



## 基本条項

(GV072814\_JP092214)

本 General Terms (以下「本書」といいます) は、本書を締結する個人や団体と、日本オラクル株式会社 (以下「オラクル」といいます) の間のものです。本書に基づいて注文を行う為には、本書に添付される二つの付則 (以下に定義します) が組み込まれていなければなりません。特定の付則のみに関連する規定は、本書に対して当該付則が組み込まれていることを前提として、当該付則に対してのみ適用されるものとします。

## 第1条 (定義)

1. 「対象ハードウェア」とは、コンポーネント、オプション及び、スペア・パーツを含むコンピュータ機器をいいます。
2. 「組込ソフトウェア」とは、以下のいずれかに該当するソフトウェア又はプログラムされたコードをいいます。
  - (a) 対象ハードウェアに組み込まれた又は統合され、対象ハードウェアの機能を使用可能にするもの
  - (b) 付則-Hに基づいてオラクルからお客様に明示的に提供されるもので、以下のいずれかの方法により特定されるもの
    - (i) 添付別紙
    - (ii) オラクルの Web ページ
    - (iii) インストールを容易にする為にお客様の対象ハードウェアとともに使用する仕組み経由
 組込ソフトウェアには、以下に対する権利は含まれません。
  - (c) 診断、メンテナンス、修理、又はテクニカル・サポートのためのコード、又は機能
  - (d) 別途許諾されるアプリケーション、オペレーティング・システム、開発ツール、又はオラクルにより別途許諾されるシステム管理ソフトウェア或いはその他のコード
 特定の対象ハードウェアにおいては、組込ソフトウェアには別途注文される組込ソフトウェアのオプション (「付則 H - 対象ハードウェア」で定義されます) を含みます。
3. 「Oracle Master Agreement」 (以下「本契約」といいます) とは、本書 (本書に対する覚書を含みます) 及び、本書と一体をなす二つの付則 (当該付則に対する覚書を含みます) をいいます。オラクル又は正規販売店に対して注文された対象製品及び対象サービスのお客様による使用は、本契約に基づくものとします。
4. 「オペレーティング・システム」とは、対象ハードウェア上で対象プログラムやその他のソフトウェアを制御するためのソフトウェアをいいます。
5. 「対象製品」とは、対象プログラム、対象ハードウェア、組込ソフトウェア、及びオペレーティング・システムの総称をいいます。
6. 「対象プログラム」とは、(a)オラクルが権利を保有又は頒布するソフトウェア製品で、付則-P に基づいてお客様が注文されたもの、(b)対象ドキュメント、及び(c)テクニカル・サポートを通じて入手されたプログラムの更新版をいいます。対象プログラムには組込ソフトウェア及びオペレーティング・システム、又は一般的に利用可能前にリリースされたソフトウェア (ベータ・リリースなど) は含まれません。
7. 「対象ドキュメント」とは、対象プログラムを使用するためのユーザー・マニュアル及びインストレーション・マニュアルをいいます。対象ドキュメントは、対象プログラムとともに提供されるか、又はオンライン上の <http://oracle.com/documentation> でアクセスすることができます。
8. 「付則」とは、本書に対する付属文書をいい、第2条で特定されるものをいいます。
9. 「第三者許諾条件」とは、対象ドキュメント、readme ファイル、又は notice ファイルで特定される別段の使用条件をいい、第三者許諾テクノロジー (以下に定義します) に適用されるものをいいます。
10. 「第三者許諾テクノロジー」とは、本契約の条件によらず、第三者許諾条件に基づいて許諾される第三者のテクノロジーをいいます。
11. 「対象サービス」とは、お客様が注文したテクニカル・サポート、研修、ホスティング・サービス/アウトソーシング・サービス、クラウド・サービス、コンサルティング、Advanced Customer Support サービス又はその他のサービスをいいます。対象サービスについては、該当する付則において詳述されます。
12. 「お客様」とは、本書を締結した個人や団体をいいます。

## 第2条 (本契約の有効期間及び適用される付則)

本契約は、本契約に添付、又は本契約を参照する旨明記された注文に対してのみ適用されます。以下の付則は、発効日をもって本契約と一体となります。

- ・ 「付則 H- 対象ハードウェア」
- ・ 「付則 P- 対象プログラム」

付則には、特定の製品・サービスに適用される、本書と異なる又は追加の規定及び条件が定められます。

## 第3条 (契約の独立性)

対象製品及びそれに関連する対象サービス、又はその他の対象サービスの購入は、それぞれが全て別個の注文であって、お客様がオラクルから受ける可能性があるか、又はすでに受けた対象製品及びそれに関連する対象サービス、あるいはその他の対象サービスの注文とは別個のものです。お客様は、お客様が対象製品及びそれに関連する対象サービス、あるいはその他の対象サービスを、他の対象製品や対象サービスとは別個に購入することができることを了解し、同意します。(a) 対象製品及びそれに関連する対象サービスに基づくお客様の支払い義務は、当該支払義務の対象以外の対象サービスの実施又は対象製品の引渡を条件としません。(b) その他の対象サービスに基づくお客様の支払い義務は、対象製品の引渡し又は当該支払義務の対象以外の追加の対象サービス/その他の対象サー

ビスの実施を条件としません。お客様は、オラクル又はオラクル関連会社との融資又はリース契約とは関係なく購入することに同意するものとします。

#### 第4条 (権利)

オラクル又はオラクルに対するライセンサーは、対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び本契約に基づいてオラクルが開発する及び/又は納入するすべてのものに関し、その知的財産権及びその他の一切の権利を保有します。

#### 第5条 (補償)

1. 本条第5項乃至第7項に従い、お客様又はオラクルの一方当事者（提供物（以下に定義）を受領した当事者を以下「**受領者**」といいます）に対して、相手方当事者（提供物を提供した当事者を以下「**提供者**」といいます）から提供され受領者が使用している、情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ、ハードウェア及びその他の提供物（本条ではあわせて以下「**提供物**」といいます）のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、提供者は、受領者が以下の各号を実施することを条件に、提供者自身の費用と負担において当該クレームから受領者を防御するとともに、裁判所が判示した金額（当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など）又は提供者が同意した和解金額につき受領者に補償を行うものとします。
  - (a) 受領者が当該クレームを受領した日から30日以内に、（法律で要求される場合はそれより早く）提供者に書面にて速やかに通知をすること
  - (b) 提供者に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること
  - (c) 当該クレームの防御や解決に必要な情報や権限、助力を提供者に与えること
2. 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、提供者が侵害していると認めた場合は、提供者は当該提供物を非侵害となるように（その実用性又は機能性を実質的に維持しながら）修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該提供物の使用権を終了させ返却を求め、当該提供物に関して受領者が相手方当事者に支払った料金、及び、オラクルが侵害品の対象プログラムの提供者である場合は、当該侵害品の対象プログラムの使用権についてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未經過分を受領者に返還することができます。お客様が提供者の場合で、かかる提供物を返却することで当該提供物に関連する注文に基づくオラクルの義務の履行に著しい支障をもたらす場合には、オラクルは、自らの裁量により30日前までの書面による通知をもって、当該注文を終了することができます。
3. 前項の定めにかかわらず、対象ハードウェアに関してのみ、対象ハードウェア（又はその一部）が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、侵害していると提供者が認めた場合は、提供者は、当該対象ハードウェア（又はその一部）を非侵害となるように（その実用性又は機能性を実質的に維持しながら）交換又は修正するか、あるいは、その継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該対象ハードウェア（又はその一部）を取り外し、正味帳簿価額、及びオラクルが侵害品の対象ハードウェアの提供者である場合は、当該対象ハードウェアについてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未經過分を返還することができます。
4. 提供物が第三者許諾テクノロジーの場合で、その第三者許諾条件が使用権の終了を認めていない場合、オラクルは、提供物の使用権を終了する代わりに、当該第三者許諾テクノロジーに関連する対象プログラムの使用権を終了させ、返却を求め、当該対象プログラムの使用権についてお客様がオラクルに支払い済みの料金、及び当該対象プログラムの使用権についてお客様がオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未經過分をお客様に返還するものとします。
5. お客様が、オペレーティング・システムに対するオラクルのテクニカル・サポート（Oracle Premier Support for Systems、Oracle Premier Support for Operating Systems、又は Oracle Linux Premier Support、等）に加入していることを条件として、お客様が当該サポートに加入している期間中、(a) 本条第1項における「提供物」には、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及びお客様に許諾された組込ソフトウェアのオプションが含まれるものとし、(b) 本条における「対象プログラム」は、「対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又は組込ソフトウェアのオプション（該当する場合）」に置き換えられるものとします（お客様が当該サポートに加入していない/していない場合、オラクルは、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び/又は組込ソフトウェアのオプションのお客様による使用について、お客様に対して補償を行わないものとします。）。但し、当該オペレーティング・システムが Linux である場合、<http://www.oracle.com/us/support/library/enterprise-linux-indemnification-069347.pdf> に明記されている Oracle Linux の対象ファイル以外の提供物については、オラクルはお客様に対して補償を行わないものとします。
6. 次の各号のいずれかに該当する場合は、提供者は受領者に対して補償を行わないものとします。
  - (1) 受領者に提供された最新版かつ変更が加えられていない提供物を受領者が使用していれば侵害が避けられた場合に、受領者が提供物に変更を加え、又は提供者の使用説明書に定める使用範囲を超えて提供物を使用した場合、或いは旧バージョンの提供物を使用していた場合
  - (2) 受領者が、提供物の使用権の終了後に当該提供物を継続して使用していた場合
  - (3) 当該クレームが提供者の提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ及び資料に起因する場合提供物をオラクルが提供したものではない製品やサービスと組み合わせることに起因する侵害のクレームについては、オラクルはかかるクレームのいかなる部分についても、お客様に対する補償を行わないものとします。対象プログラムに含まれるか、使用が必須の第三者許諾テクノロジーについてのみ、以下の全てに該当する場合に限り、オラクルは、本契約の条件に基づいて提供する必要がある対象プログラムについての侵害の補償と同等の補償を、当該第三者許諾テクノロジーの侵害のクレームについてお客様に対して提供しません。
  - (a) 改変せずに使用される場合
  - (b) 対象プログラムに含まれるか、使用が必須である場合
  - (c) 対象プログラムの使用許諾及び本契約のその他全ての条件に従って使用されている場合対象プログラムが提供されたままの状態、本契約の条件に従って使用されていれば、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合において、お客様の行為に起因する侵害のクレームについては、オラクルはお客様に対する補償を行わないものとします。お客様が使用権を取得した時点で、お客様が認識していた知的財産権侵害のクレームについては、オラクルはお客様に対する補償を行わないものとします。

7. 本条は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する両当事者の唯一の救済措置とします。

#### 第6条（契約の終了）

1. 一方の当事者が本契約の重要な条件に違反し、書面で違反内容の明示があった後30日以内に違反を是正しないときは、違反当事者は契約の不履行となり、非違反当事者は本契約を終了させることができます。オラクルが本条項に基づき本契約を終了させた場合は、お客様は30日以内に、当該終了以前の未払代金全額、並びに本契約に基づき注文した対象製品及び／又は提供を受けた対象サービスに対して支払いが残っている合計額に加え、その消費税額及び関連する費用を支払わなければなりません。対価の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が当該違反を是正するにあたり合理的な努力を続ける限りにおいて30日の猶予期間を延長することに自らの裁量で同意できます。本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は本契約に基づく対象製品の使用はできないこと、及び／又は、本契約に基づく対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。
2. お客様は、お客様が注文の対価を支払うためにオラクル又はオラクル関連会社との契約を利用し、当該契約において債務不履行となった場合においても、当該契約が適用された対象製品及び／又は対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。
3. 本契約の終了後又は満了後においても、第5条（補償）、第7条（支払条件）、第10条（責任の制限）及びその他の事項でその性質上存続すべき事項は、本契約終了後も引き続き存続します。

#### 第7条（支払条件、価格、請求及び支払義務）

1. お客様は、オラクルに支払う料金の全てを、別段の定めがある場合を除き、オラクルが請求書を発行した月の末締め翌月末までにオラクル指定の銀行口座への振込により支払うものとします。お客様は、お客様の注文した対象製品及び／又は対象サービスに基づいてオラクルが納付すべき、適用される法令により賦課される、消費税、付加価値税、及びその他類似の税金を支払うことに同意します。またお客様は対象サービスを提供するのに必要な合理的な範囲の費用を支払います。
2. お客様は、お客様が注文した対象製品及び対象サービスに対し、複数の請求書を受領する場合があることを理解します。請求書は、オラクルの Invoicing Standards Policy に従ってお客様に対して発行されます。オラクルの Invoicing Standards Policy は <http://oracle.com/contracts> においてアクセスすることができます。

#### 第8条（機密保持）

1. 本契約により両当事者は相互に機密である情報（以下「機密情報」といいます）を入手する場合があります。両当事者は、本契約上の義務を履行するうえで必要となる情報のみを開示することに合意します。機密情報は、本契約の条件、価格、並びに開示の時点で機密である旨明示された全ての情報に限定されます。
2. 各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。
  - (a) 他方当事者の作為又は不作為（act or omission）によらずに公知であるか又は公知となった情報
  - (b) 開示前に他方当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報
  - (c) 他方当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報
  - (d) 他方当事者が独自に開発した情報
3. 両当事者は、以下に規定する場合を除き、開示側当事者が機密情報を受領側当事者に対して開示した日から3年間、相手方の機密情報を見かねる第三者に対しても開示しないことに同意します。両当事者は、本契約に基づく保護を下回らない方法で機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員、代理人又は委託要員に対してのみ、機密情報を開示することに同意します。本条項は、各当事者が、本契約により生じた又は本契約に関連した法的な手続において、本契約又は本契約に基づいて提出された注文の条件及び価格を開示すること、あるいは法律に基づき政府機関又は地方自治体に機密情報を開示することを制限するものではありません。

#### 第9条（完全合意）

1. お客様は、本契約及び明示的に参照されることにより本契約の一部となる情報（URLに含まれる情報への参照又は参照されたポリシーを含みます）及び適用される注文書が、お客様から注文された対象製品及び／又は対象サービスに関する完全な合意であり、本契約が、書面又は口頭であるかを問わず、当該対象製品及び／又は対象サービスについて本契約締結以前になされたすべての合意や意思表示に取って代わることに同意します。
2. 両当事者は、本契約及び注文書の条件が、あらゆる購買注文書、インターネット調達サイト、その他のあらゆるオラクル所定ではない同種の書面に取って代わり、いかなる購買注文書、サイト又はその他オラクル所定ではない書面の条件も、お客様が注文した対象製品及び／又は対象サービスに対して適用されないことを明確に合意します。いずれかの付則の条件と本書の条件に矛盾を生じた場合は、当該付則が優先するものとします。注文書の条件と本契約の条件に矛盾を生じた場合は、注文書が優先するものとします。お客様及びオラクルの正当な権限を有する者が署名又は記名押印した書面による場合を除き、本契約及び注文書は修正されず、権利及び制限について変更や放棄がなされないものとします。本契約において必要な通知は、書面をもって相手方当事者に行うものとします。

#### 第10条（責任の制限）

いずれの当事者も、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害について、あるいは、逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとします。本契約又はお客様の注文により生じる、あるいは関連する損害に対するオラクルの賠償責任は、契約上の責任によるものであるか、不法行為によるものであるか、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、付則に基づいてお客様がオラクルに支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさない不十分な対象製品又は対象サービスから生じた場合には、オラクルの賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な対象製品あるいは対象サービスに対してお客様が支払った金額を上限とします。

#### 第11条（輸出管理）

対象製品には、米国、日本国及び関係する地域における輸出関連法規が適用されます。お客様は、本契約に基づき提供される対象製品（技術データを含みます）及び対象サービスのあらゆる納入物の使用にあたり、当該輸出関連法規が適用されることに同意し、お客様は、当該輸出関連法規（みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含みます）の全てを遵守することに同意します。お客様は、対象サービスから生じる、データ、情報、製品及び／又は資料（又はそれらの直接的製品）が、当該輸出関連法規に違反して直接又は間接

であるかを問わず輸出されないこと、当該輸出関連法規において禁止されたいかなる目的（核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含みますがこれに限定されません）にも使用されないことに同意します。

#### 第12条（不可抗力）

いずれの当事者も以下の事由による義務の不履行又は遅滞について責任を負わないものとします。

- (1) 戦争、反乱、妨害行為
- (2) 天災
- (3) 世界的流行病
- (4) 債務者の責めによらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止
- (5) 政府の規制（輸出入又はその他のライセンスの拒否、取消しを含みます）
- (6) 債務者の合理的な支配を超えたその他の事態

両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的な努力を行うこととします。これらの不可抗力が30日を超えて続いた場合、一方当事者は書面による通知により履行されていない対象サービス及び影響を受けた注文を取り消すことができます。本条は通常の障害回復処置にしたがって妥当な対策を講じる各当事者の義務、及び注文又は納入された対象製品及び対象サービスに対するお客様の支払い義務を免除するものではありません。

#### 第13条（準拠法と管轄裁判所）

本契約は日本法が適用され、お客様とオラクルは、本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第14条（通知）

お客様がオラクルとの間で紛争を提起する場合、お客様が本書の補償条項に基づく通知をする場合、あるいはお客様が

- (1) 支払停止
- (2) 重要な財産又は本書に基づきオラクルから交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押又は強制執行手続の開始
- (3) 解散決議又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立、

のいずれかに該当した場合は、お客様は速やかに下記宛に書面により通知するものとします。

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目5番8号

日本オラクル株式会社 法務室長

#### 第15条（権利譲渡の禁止）

お客様は、他の個人又は法人に対し、本契約を譲渡すること、また、対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び/又はあらゆる対象サービス、並びに、それらの権利を贈与、譲渡することはできません。お客様が対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び/又は対象サービスの納入物を担保に供した場合でも、当該担保権者は当該対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び/又は対象サービスの納入物を利用又は譲渡する権利を有しません。お客様が、対象製品及び/又は対象サービスの取得に際して融資を受ける場合、お客様は <http://www.oracle.com/contracts> に掲載されるオラクルの融資に関するポリシーに従うものとします。前述の規定は、オープン・ソース又はこれに類似する条件に従い使用権許諾されたLinux オペレーティング・システム、第三者テクノロジー又は第三者許諾テクノロジーに対してお客様が別途有する権利を制限するものではありません。

#### 第16条（その他）

1. オラクルは独立した契約者であり、両当事者は、当事者間で共同経営、ジョイント・ベンチャー又は代理人の関係を構築するものではないことに同意するものとします。両当事者は、関連する税金及び保険料を含むそれぞれの従業員への支払について、各当事者が責任を負うものとします。
2. 本契約の条件のいずれかが無効、又は法的強制力がないことが判明した場合でも、その他の規定は引き続き有効に存続し、当該条件は本契約の目的及び趣旨と一致した条件に置き換わるものとします。
3. 料金の不払い又はオラクルの財産権侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約により生じる、あるいは関連する訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が発生した時から2年経過した後には提起することはできません。
4. 対象製品及び対象サービスの納入物は、核施設又はその他の危険な目的での利用のために設計されたものではなく、それらの利用を特に意図したものでもありません。お客様は、対象製品及び対象サービスの納入物にかかる目的での使用において、安全確保の責任を負うことに同意するものとします。
5. 正規販売店がお客様に代わって要求した場合、当該正規販売店がお客様からの注文を処理できるようにする為に、オラクルが本契約のコピーを当該正規販売店に提供できることに同意するものとします。
6. お客様は、コンサルティング・サービスの提供をお客様が依頼したあらゆる第三者企業を含め、オラクルのビジネス・パートナーはオラクルから独立しており、オラクルの代理人ではないことを了解するものとします。(i) 当該ビジネス・パートナーが本契約に基づいて注文された業務を推進するために、オラクルの下請業者（請負業者）としてサービスを提供している場合において、また、(ii) 当該注文に基づいてオラクルの要員が履行することについてオラクルが責任を負うのと同等の責任を除き、オラクルは、それらのビジネス・パートナーによるいかなる行為についても責任や義務を負いません。
7. ソフトウェアにおいては、(i) 対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又は組込ソフトウェアのオプションの一部（又はそのすべて）の場合、(ii) お客様がオラクルからバイナリ・フォームで受領する場合、(iii) バイナリのソース・コードを受領する権利を与えるオープン・ソース条件に基づいて使用許諾されている場合、<https://oss.oracle.com/sources/> 又は <http://www.oracle.com/goto/opensourcecode> から該当するソース・コードを受領することができます。当該ソフトウェアのソース・コードがバイナリ・コードで提供されない場合、お客様は後者のウェブサイトの「Written Offer for Source Code」条項に従い、書面にて申請することにより、そのソース・コードをコピーした物理メディアを郵送で受け取ることができます。

8. オラクルは、セールス・プレゼンテーション、マーケティング媒体及び活動において、オラクルのお客様としてお客様を紹介することができるものとします。



## 付則 H- 対象ハードウェア

(HV072814\_JP072515)

本「付則 H- 対象ハードウェア」（以下「**本付則**」といいます）は、本付則が添付された基本条項に対する付則です。基本条項と本付則、及び添付された「付則 P - 対象プログラム」を合わせて、**Oracle Master Agreement**（以下「**本契約**」といいます）を構成するものとします。基本条項が終了した場合、本付則も同時に終了するものとします。

### 第1条（定義）

- 対象ハードウェア、オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアの「**開始日**」とは、対象ハードウェアの引渡し日を指します。組込ソフトウェアのオプション（以下に定義します）においては、対象ハードウェアの引渡し日、又は対象ハードウェアの出荷が不要な場合は注文の発効日を「**開始日**」といいます。
- 「**組込ソフトウェアのオプション**」とは、対象ハードウェアに組み込まれ、インストールされ、又は有効化されているソフトウェア又はプログラムされたコードを指し、お客様による別途の注文と、追加料金の支払いに対する同意を必要とする 1 つ又は複数のライセンスからなるものをいいます。すべての対象ハードウェアに組込ソフトウェアのオプションが含まれているわけではなく、特定の対象ハードウェアに適用される特定の組込ソフトウェアのオプションについては、<http://oracle.com/contracts> においてアクセス可能な、「Oracle Integrated Software Options License Definitions, Rules and Metrics」（以下「**組込ソフトウェアのオプションのライセンス・ルール**」）に記載されます。オラクルは、組込ソフトウェアのオプションの後継版において、新しいソフトウェア機能を組込ソフトウェアのオプションに指定する権利を有し、当該指定は該当するドキュメント及び組込ソフトウェアのオプションのライセンス・ルールに記載されるものとします。
- 基本条項で定義した用語は、本付則で別段の定めをした場合を除き、本付則においても同様の意味を有するものとします。

### 第2条（権利許諾）

- お客様が注文する対象ハードウェアは、該当する注文に記載されている以下のもので構成されます。
  - ハードウェア機器（コンポーネント、オプション及びスペア・パーツを含みます）
  - オペレーティング・システム（お客様のシステム構成にて定められます）
  - 組込ソフトウェア
 お客様が注文するハードウェアには、組込ソフトウェアのオプションが含まれる場合があります。組込ソフトウェアのオプションは、お客様がそれらを別途注文し追加料金の支払いに同意するまで有効化し又は使用することはできません。
- お客様には、対象ハードウェアとともに提供されたオペレーティング・システムを使用する権利が付与されます。オペレーティング・システムの使用権許諾契約の条件は、対象ハードウェアと共に提供されます。最新の使用権許諾契約は、<http://oracle.com/contracts> で閲覧することができます。お客様には、オペレーティング・システム及びテクニカル・サポートにより取得したオペレーティング・システムの更新版を、対象ハードウェアに組み込まれその構成の一部としてのみ使用する権利が許諾されます。
- お客様には、対象ハードウェアとともに提供された組込ソフトウェアを、本付則及び該当するドキュメントの条件に従って使用する、非独占的、ロイヤルティ不要、かつ譲渡不能、移転不能の限定された権利が付与されます。お客様には、かかる組込ソフトウェア及びテクニカル・サポートにより取得した更新版を、対象ハードウェアに組み込まれその構成の一部としてのみ使用する権利が許諾されます。お客様には、お客様が別途注文する組込ソフトウェアのオプションを、本付則、該当するドキュメント、及び組込ソフトウェアのオプションのライセンス・ルール（本付則に組み込まれその一部を構成します）の条件に従って使用する、非独占的、ロイヤルティ不要、かつ譲渡不能の限定された権利が付与されます。お客様には、それらの組込ソフトウェアのオプション及びテクニカル・サポートにより取得した更新版を、対象ハードウェアに組み込まれその構成の一部としてのみ使用する権利が許諾されます。お客様が別途注文する組込ソフトウェアのオプションに関するお客様の使用権について十分な理解を得るため、お客様は、組込ソフトウェアのオプションのライセンス・ルールを閲読するものとします。いずれかの本契約と組込ソフトウェアのオプションのライセンス・ルールの間に何らかの矛盾を生じた場合は、組込ソフトウェアのオプションのライセンス・ルールが優先するものとします。
- オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又は組込ソフトウェアのオプション（又はこれらのすべて）には、**readme** ファイル、**notice** ファイル又は該当するドキュメントにおいて特定されたオープンソース又はそれに類似のライセンスの条件によって使用許諾された別のプログラムが含まれることがあります。当該ライセンス条件に基づきお客様がオペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションを使用する権利は、本付則を含む本契約によって制限されません。上述の別のプログラムに関する使用条件は、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションとともに提供される **readme** ファイル、**notice** ファイル又は該当するドキュメントに記載されています。
- お客様は、対象ハードウェア関連の対象サービスへの支払いをすることにより、本付則に基づきオラクルが開発しかつお客様に納入したもの（以下「**納入物**」）に対して、お客様自身の内部的業務処理に使用できる、無期限で、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティ不要の使用権が与えられます。ただし、特定の納入物においては、注文書に基づき追加的な使用権許諾条件の対象となることがあります。

### 第3条（制限）

- お客様は、保管、不具合のある複製媒体の取替、又はプログラムの検査を目的としてのみ、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションを複製することができます。お客様は、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションに付されている著作権に関する記述又はラベルを除去することはできません。お客様は、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションの逆コンパイルや、リバース・エンジニアリング（ただし相互運用性検証のため法律で認められている場合を除きます）をしてはなりません。

2. お客様は、特定の対象ハードウェアを稼働するにあたり、お客様の環境が対象ハードウェアの付属文書に定める最低限の必要条件を満たさなければならないことに同意します。当該必要条件は随時変更の可能性があり、当該変更内容は、オラクルからお客様に対し、適用される対象ハードウェアの付属文書を用いて伝達されます。
3. 基本条項の第15条に基づく、オペレーティング・システム又はオペレーティング・システムに含まれるあらゆる権利の譲渡又は移転の禁止は、適用される法律の定めにより、当該禁止に法的拘束力がないとみなされる場合を除き、本付則に基づいて許諾される全てのオペレーティング・システムに適用されるものとします。

#### 第4条 (トライアル・プログラム)

オラクルは対象ハードウェアに対し別の対象プログラム (Exadata Storage Server software など) を含めることがあります。お客様は、お客様が当該対象プログラムを使用するためのライセンスを特に付与された場合を除き、当該対象プログラムを使用する権限を有しないものとします。ただし、お客様は、対象プログラムの内容及び/又は機能に関する第三者向け研修の提供又は参加のために使用しないことを条件に、提供を受けた日から30日を上限として、当該対象プログラムを非業務処理目的で試用することができます。お客様が30日間のトライアル期間経過後に当該対象プログラムを継続して使用する場合は、オラクル又は正規販売店から当該対象プログラムの使用権を取得する必要があります。お客様が30日のトライアル期間経過後に、当該対象プログラムの使用権を取得しない場合は、当該対象プログラムの使用を中止し、直ちにコンピュータ・システムから当該対象プログラムを全て削除するものとします。試用目的で使用権が許諾される対象プログラムは、「現状有姿」のまま提供されるものであり、オラクルは、当該対象プログラムについて、テクニカル・サポートの提供をせず、又、いかなる保証も行いません。

#### 第5条 (テクニカル・サポート)

1. お客様の注文により購入された対象ハードウェアのテクニカル・サポートは毎年更新することが可能であり、お客様が同じシステムを同じ構成で対象ハードウェアのテクニカル・サポートを更新する場合、初回及び2回目の更新年のテクニカル・サポートの料金は、前年度料金より3%を超えて増加しないものとします。
2. 初年度及び次年度以降の対象ハードウェアのテクニカル・サポートは、それが注文された場合、テクニカル・サポートが提供される時点で有効な Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシーに従って提供されます。お客様は、オラクルに協力し、オラクルがテクニカル・サポートを提供するために必要なアクセス、リソース、部材、人員、情報や許可を与えることに同意します。Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシーは、本付則の一部を構成し、オラクルの裁量で変更される場合があります。ただし、料金が既に支払われた期間中は、オラクルは、テクニカル・サポートのレベルを実質的に低下させることはありません。お客様は、テクニカル・サポートを注文する前に、当該ポリシーを閲読しているものとします。最新の Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシーは、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> で閲覧することができます。
3. 対象ハードウェアのテクニカル・サポートは、開始日をもって有効となります。ただし、対象ハードウェアの出荷を要さない場合は、注文書の発効日をもって有効となります。

#### 第6条 (対象ハードウェア関連の対象サービス)

お客様は、テクニカル・サポートに加え、<http://oracle.com/contracts> の対象ハードウェア関連の対象サービスに関するドキュメントに記載された限定数の対象サービスを、本付則に基づいて注文することができます。お客様は、オラクルによるこれらの対象サービスの提供を可能にするために合理的に必要なあらゆる情報、アクセス、及び全面的協力をオラクルに提供することに同意し、また注文に明記された措置を講ずる責任を負うものとします。これらの対象サービスの提供にあたり、オラクルがお客様のシステムの一部を構成する他社製品へのアクセスを必要とする場合、お客様は、かかる全ての製品を取得する責任を負い、また、お客様は、オラクルがお客様に代わってかかる製品にアクセスするために必要となる適切な使用権を取得する責任を負うものとします。提供される対象サービスは、お客様が別の注文に基づいて入手する、オラクルが保有又は頒布している対象製品の使用権に関連する場合があります。お客様による当該対象製品の使用には、当該注文において参照した契約書が適用されるものとします。

#### 第7条 (保証、免責、及び唯一の救済措置)

1. オラクルは、(i) 対象ハードウェア、(ii) オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプション、並びに (iii) オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションの物理メディア (以下あわせて「**対象メディア**」) といひ、(i) 乃至 (iii) を総称して、以下「**保証対象物**」といひます) について、限定的な保証 (以下「**Oracle Hardware Warranty**」) といひます) を提供します。オラクルは、対象ハードウェアがお客様に引渡された日から1年間、材料及び製造技術について重大な欠陥がないこと、及びオペレーティング・システム、組込ソフトウェア並びに組込ソフトウェアのオプションの使用が対象ハードウェアの欠陥の原因とはならないことを保証します。オラクルは、対象メディアがお客様に引渡された日から90日間、その材料及び製造技術について重大な欠陥がないことを保証します。Oracle Hardware Warranty に関する詳細は、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> (以下「**Warranty Web Page**」) といひます) で参照することができます。Warranty Web Page にて規定される Oracle Hardware Warranty に関する変更は、当該変更が規定された時点以前に注文された対象ハードウェア又は対象メディアには適用されません。Oracle Hardware Warranty は、(1) オラクルが製造、又は製造委託し、かつ (2) オラクルにより販売された (直接、又は正規販売店による販売かを問いません) 対象ハードウェア及び対象メディアに対してのみ適用されます。対象ハードウェアは新品の場合と新品同様の再生品の場合があります。Oracle Hardware Warranty は、新品の対象ハードウェアと、オラクルにより再生され、オラクルが保証に関する認証を行った新品同様の対象ハードウェアに適用されます。
2. また、オラクルは、本付則に基づいて注文及び提供されるテクニカル・サポート及び第6条に規定する対象ハードウェア関連の対象サービスが、業界水準に沿う専門的手法で提供されることを保証します。お客様は、保証を満たさない不十分なテクニカル・サポート・サービス又は対象ハードウェア関連の対象サービスについても、当該不十分なテクニカル・サポート又は対象ハードウェア関連の対象サービスの実施から90日以内にオラクルに通知しなければなりません。
3. 上記保証違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する唯一の救済措置及び責任は、以下のいずれかに限定されます。
  - (A) オラクルは、欠陥のある保証対象物の修理、又はオラクルの裁量及び費用負担による交換を行います。ただし、上記の修理又は交換が合理的に実現できない場合には、欠陥のある保証対象物につきオラクルに支払い済みの対価、及び当該欠陥のある保証対象物のテクニカル・サポートについて支払い済みのテクニカル・サポート料金のうち未経過分を返還します。

(B) オラクルは、対象ハードウェア関連の対象サービスのうち保証を満たさない不十分な部分について再履行します。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で不十分な対象ハードウェア関連の対象サービスを実質的に是正できない場合は、お客様は当該不十分な対象ハードウェア関連の対象サービスを終了させ、当該不十分な対象ハードウェア関連の対象サービスにつきオラクルに支払い済みの対価の返還を受けることができます。

法律で禁じられていない範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、上記の製品に関してその他の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ないものとします。

4. Oracle Hardware Warranty に基づいて不良部品又は保証対象物と交換される交換部品は、新品又は新品同様の品質であるものとします。かかる交換部品には、それらがインストールされた対象ハードウェアの保証を引き継ぎ、別個の、又は独立したいかなる種類の保証も有するものではありません。すべての不良部品又は保証対象物の権利は、対象ハードウェアから取り除かれた時点でオラクルに移転するものとします。
5. オラクルは、対象ハードウェア、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、組込ソフトウェアのオプション及び対象メディアが、エラーや中断なく稼働することを保証しません。
6. 以下の場合にあってはまるいかなる対象ハードウェア、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、組込ソフトウェアのオプション又は対象メディアについても、保証は適用されないとします。
  - (a) オラクルの書面による同意なしに、変更、変更、又は追加等が加えられた場合（対象ハードウェア上のオラクル/Sun シリアル番号タグを変更又は除去することを含みます）
  - (b) 関連するドキュメントに従わない、間違った取扱い又は使用がなされた場合
  - (c) オラクルの品質基準を満たさない方法で、第三者により修理された場合
  - (d) オラクル又はオラクルが認証するインストレーション・パートナー以外の第三者によって不適切に設置された場合
  - (e) オラクルの保証の対象となっていない機器又はソフトウェアとともに使用したこと起因して問題が発生した場合
  - (f) 他の場所に移動したこと起因して問題が発生した場合
  - (g) 直接的、間接的に関わらず、その使用が米国あるいはその他の国の輸出関連法規により禁止されている行為である場合
  - (h) 最新の米国輸出規制リストに掲載されている者によって使用された場合
  - (i) 米国の貿易禁止、又は貿易規制国に移動された場合
  - (j) 上記 (h) の者、又は (i) の国での活動を支援するために、遠隔的に使用された場合
  - (k) オラクル以外、又は、オラクルの正規販売店以外から購入された場合
7. Oracle Hardware Warranty は、対象ハードウェア又は対象メディアの通常の消耗には適用されません。Oracle Hardware Warranty は、対象ハードウェアの当初購入者又は当初のリース購入者へのみ適用され、対象ハードウェアの所有権を第三者に移転した場合には無効となります。

## 第8条（監査）

オラクルは、45日前までに書面で通知することにより、お客様によるオペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションの使用状況について、監査を行うことができます。お客様はオラクルによる監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。当該監査は、お客様の通常の事業活動を不当に妨げないものとします。お客様に許諾された使用権の範囲を超えるオペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションの使用に対して適用される対価について、お客様はオラクルの書面による通知から30日以内に支払うことに同意します。お客様がこれを支払わない場合、オラクルは、(a) オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションに関連する対象サービス（テクニカル・サポートを含みます）を終了し、(b) 本付則及び関連する契約に基づき注文されたオペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び組込ソフトウェアのオプションの使用権を終了し、及び/又は (c) 本契約を終了することができるものとします。お客様は、監査に協力することによってお客様に生じたあらゆる費用について、オラクルは責任を負わないことに同意します。

## 第9条（発注及び物流）

### 1. 対象ハードウェアの引渡し、設置及び受領

- (1) お客様は、対象ハードウェアの設置について責任を負います。（オラクルより当該対象ハードウェアのインストール・サービスを購入した場合を除きます。）
- (2) オラクルは、対象ハードウェアを、注文時点で有効なオラクルの Order and Delivery Policies に従い引渡し、その詳細は <http://oracle.com/contracts> にて閲覧することができます。オラクルは、お客様がお客様の購買書類上で指定した引渡し場所、又は、お客様の購買書類に出荷先住所の記載がない場合には注文書で指定された場所において引渡しものとし、その引渡しは Order and Delivery Policies におけるお客様の引渡し先の国の条件に基づくものとします。
- (3) 対象ハードウェアの受け取りをもって引渡しとみなされます。
- (4) オラクルは、部分的に引渡しをする場合があり、その場合にはお客様に対し相当対価の請求ができるものとします。
- (5) オラクルは、対象ハードウェアの全体的なパフォーマンスに重大な悪影響を与えない範囲で、対象ハードウェアの代替や変更をする場合があります。
- (6) オラクルは、お客様の注文した対象ハードウェアの数量やタイプに応じオラクルの過去の実績に準じた期間内に引渡しができるように商業的に合理的な範囲で努力するものとします。

### 2. 組込ソフトウェアのオプションの引渡し及びインストール

- (1) 組込ソフトウェアのオプションのインストールについての責任は、お客様が負うものとします。（オラクルより当該組込ソフトウェアのオプションのインストール・サービスを購入した場合、又はお客様が注文した対象ハードウェア上にオラクルによって組込ソフトウェアのオプションがプリ・インストールされている場合を除きます。）
- (2) オラクルは、注文に記載される組込ソフトウェアのオプションをダウンロードするための Electronic Delivery Web サイト (<http://edelivery.oracle.com>) を提供します。お客様は、当該 Web サイトを通じて、該当する注文書記載の各組込ソフトウェアのオプション及び関連するドキュメントについて、本注文書発効日時点における最新版のリリースにアクセスし、お客様のコンピュータへ電子的にダウンロードすることができます。お客様が組込ソフトウェアのオプションのテクニカル・サポートを継続的に維持することを条件として、お客様は、当該組込ソフトウェアのオプション及び関連するドキュメントのダウンロードを継

続することができます。なお、すべてのハードウェア／オペレーティング・システムの組み合わせに対応したすべての組込ソフトウェアのオプションが当該サイトにおいて利用できるわけではありません。お客様は、ダウンロード可能な組込ソフトウェアのオプションの最新状況について、上述の Electronic Delivery Web サイトにて確認することができます。お客様は該当する注文書におけるオラクルの引渡し義務が、Electronic Delivery Web サイトの URL の提供によって履行されることを了解しているものとします。

### 3. 所有権の移転

対象ハードウェアの所有権は、その引渡しにより移転します。

### 4. 対象地域

対象ハードウェアは、お客様がお客様の購買書類にて引渡し場所に指定した国、又は、お客様の購買書類に出荷先住所の記載がない場合には注文書で指定された場所に設置されるものとします。

### 5. 価格、請求、及び支払い義務

- (1) お客様は、オラクルによって設定され、それぞれの時点で有効な注文変更料を負担することによって、出荷の前に、対象ハードウェアの注文内容の変更をすることができます。当該注文変更料及び変更可能な品目は <http://oracle.com/contracts> に掲載される Order and Delivery Policies に規定されています。
- (2) お客様は、注文書に基づく支払義務への合意にあたり、お客様が、いかなるハードウェア、プログラム、更新版の将来の提供可能性をも前提としないことを了解し同意します。前述の規定は、(a) テクニカル・サポートをお客様が注文する場合において、当該時点で有効なオラクルの最新のテクニカル・サポート・ポリシーに従い、本契約に基づいてオラクルが当該テクニカル・サポート（提供可能な場合）を提供する義務を免除するものではなく、また、(b) 注文書及び本契約に基づいてお客様に許諾された権利を変更するものではありません。
- (3) 対象ハードウェア及び組込ソフトウェアのオプションの料金は、それぞれの開始日をもって請求されます。
- (4) 対象ハードウェア関連の対象サービスの料金は、当該対象ハードウェア関連の対象サービスの実施前に請求されます。また、テクニカル・サポートの料金は、年1回事前に請求されます。但し、全ての対象ハードウェア関連の対象サービスの実施期間は、対象ハードウェアの開始日をもって、又は対象ハードウェアの出荷の必要がない場合は注文書の発効日をもって有効となります。
- (5) 注文書に明示された対価に加えて、オラクルはお客様に対し、対象プログラムについて発生した送料及び税金を請求するものとし、お客様は、当該請求及び税金に対し、Order and Delivery Policy にて参照されている「インコタームズ」において明示的又は黙示的な規定にかかわらず、責任を負うものとします。お客様は、<http://oracle.com/contracts> 上で Order and Delivery Policy にアクセスすることができます。



## 付則 P – 対象プログラム

(PV072814\_JP072515)

本「付則 P・対象プログラム」（以下「**本付則**」といいます）は、本付則が添付された基本条項に対する付則です。基本条項と本付則、及び添付された「付則 H – 対象ハードウェア」を合わせて、Oracle Master Agreement（以下「**本契約**」といいます）を構成するものとします。基本条項が終了した場合、本付則も同時に終了するものとします。

### 第1条（定義）

1. 「**開始日**」とは、物理メディアの出荷日、又は当該出荷が不要の場合は注文の効力発生日を指します（その注文が Oracle Store を通して注文された場合、当該注文の効力発生日は、注文がオラクルに提出された日を指します。）。
2. 基本条項で定義した用語は、本付則で別段の定めをした場合を除き、本付則においても同様の意味を有するものとします。

### 第2条（権利許諾）

1. オラクルによるお客様の注文の受諾をもって、お客様には、本契約の条件、注文に明記された「定義及び規則（ライセンス定義）」の条件、及び対象ドキュメントの条件に従って、お客様自身の内部的業務処理を唯一の目的として、対象プログラムを使用し対象プログラム関連の対象サービスの提供を受ける、無期限（注文書に別途定める場合を除く）で、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティ不要（オラクルが定める料金を除きます）の限定された権利が許諾されます。
2. 対象プログラム関連の対象サービスへの支払いをすることにより、お客様には、本付則に基づきオラクルが開発しかつお客様に納入したもの（以下「**納入物**」といいます）に対して、お客様自身の内部的業務処理に使用できる、無期限で、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティ不要の限定された使用权が与えられます。ただし、特定の納入物においては、注文に記載される追加の使用許諾条件が適用される場合があります。
3. お客様は、代理人又はお客様が業務を委託する第三者（アウトソーシング業者を含みますがこれに限定されません）に、お客様の内部的業務処理目的で対象プログラム及び納入物を使用させることができ、かかる場合、お客様は、当該第三者による基本条項及び本付則の遵守についての責任を負うものとします。お客様の顧客及び納入業者が、お客様の内部的業務処理を促進するためにお客様と情報をやりとりするよう特に設計された対象プログラムについては、基本条項及び本付則に基づいて当該使用が認められます。
4. お客様は、使用权を許諾された範囲でそれぞれの対象プログラムを必要なだけ複製することができます。また、それぞれの対象プログラムのメディアを1部複製することができます。

### 第3条（制限）

1. 対象プログラムには、対象プログラムとともに提供される第三者のテクノロジーが含まれる場合があります、又はその使用が必要となる場合があります。オラクルは、かかる第三者のテクノロジーに関連するお客様への特定の通知を、対象ドキュメント、readme ファイル、又は notice ファイル上で提供する場合があります。第三者のテクノロジーは、本契約の条件に基づいて許諾されるものと、対象ドキュメント、readme ファイル、又は notice ファイルで指定される第三者許諾条件に基づいて許諾されるものがあります。第三者許諾条件に基



づいて許諾される第三者許諾テクノロジーを使用するお客様の権利は、本契約によりいかなる制限をも受けるものではありません。ただし、第三者許諾テクノロジー以外の第三者のテクノロジーは、通知の有無にかかわらず対象プログラムの一部とみなされ、本契約の条件に基づいてお客様に使用権許諾されるものとします。

お客様が対象プログラムの頒布を認められている注文の場合、お客様は、かかるすべての通知及び第三者許諾テクノロジーに関連するすべてのソース・コードを、オラクルによって提供された形式及び範囲で対象プログラムに含めて頒布しなければならない。また、お客様は第三者許諾条件に基づいて許諾される第三者許諾テクノロジーを（オラクルによって提供される第三者許諾条件の形式及び範囲で）頒布しなければならないものとします。前述の規定にかかわらず、対象プログラムに関するお客様の権利は、お客様の注文により許諾される権利のみに限定されるものとします。

2. お客様は以下の行為をしてはならないものとします。
  - (a) 対象プログラムの表示、又はオラクル若しくはそのライセンサーの財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること
  - (b) 対象プログラム、又は対象サービスの提供により生じた納入物を、方法の如何に関わらず第三者の業務処理目的で当該第三者の使用に供すること（ただし、お客様が購入した特定の対象プログラムの使用権、又は対象サービスの提供により生じた納入物について当該使用を明確に認めている場合を除きます）
  - (c) 対象プログラムのリバース・エンジニアリング（ただし相互運用性検証のため法律で認められている場合を除きます）、逆アセンブルもしくは逆コンパイルを自ら行い、又は第三者にそれらの行為を許可すること（前述の禁止事項はデータ構造又は対象プログラムにより作成された同種のものへの検証を含みますが、これに限定されません）
  - (d) オラクルの事前の書面による承諾なく、対象プログラムのベンチマークテストの結果を開示すること
3. 基本条項の第15条に基づく、対象プログラム又は対象プログラムに含まれるあらゆる権利の譲渡又は移転の禁止は、適用される法律の定めにより、当該禁止が法的拘束力がなくとみなされる場合を除き、本付則に基づいて許諾される全ての対象プログラムに適用されるものとします。

#### 第4条（トライアル・プログラム）

お客様は、試用目的の対象プログラムを注文することができます。また、オラクルはお客様の注文に、非業務処理目的で試用できる別対象プログラムを含めることがあります。お客様は、対象プログラムの内容及び／又は機能に関する第三者向け研修を提供し又は、これに参加するために試用目的の対象プログラムを使用することはできません。お客様は開始日から30日間、当該対象プログラムを評価できます。お客様が30日間のトライアル期間経過後に当該対象プログラムを継続して使用する場合は、オラクル又は正規販売店から当該対象プログラムの使用権を取得する必要があります。お客様が30日のトライアル期間経過後に、当該対象プログラムの使用権を取得しない場合は、当該対象プログラムの使用を中止し、直ちにコンピュータ・システムから当該対象プログラムを全て削除するものとします。試用目的で使用権が許諾される対象プログラムは、「現状有姿」のまま提供されるものであり、オラクルは、当該対象プログラムについて、テクニカル・サポートの提供をせず、又、いかなる保証も行いません。

#### 第5条（テクニカル・サポート）

1. テクニカル・サポートは、オラクル又は正規販売店に対するお客様の注文により提供される、対象プログラムに関するオラクルの年次テクニカル・サポート・サービスにより構成されます。年次のテクニカル・サポート（初年度及びその後続年度を含みます）は、テクニカル・サポートが提供される時点で有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づいて提供されるものとします。お客様は、オラクルに協力し、オラクルがテクニカル・サポートを提供するために必要なアクセス、リソース、部材、人員、情報や許可を与えることに同意します。テクニカル・サポート・ポリシーは、本付則の一部を構成し、オラクルの裁量で変更される場合があります。ただし、オラクルによるテクニカル・サポート・ポリシーの変更は、テクニカル・サポート料金が既に支払われた期間中、サポートを受けている対象プログラムに対して提供されるテクニカル・サポートのレベルについて実質的な低下を生じさせるものではありません。お客様は、テクニカル・サポートを注文する前に、テクニカル・サポート・ポリシーを閲読しなければなりません。お客様は、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> 上で最新のテクニカル・サポート・ポリシーにアクセスすることができます。
2. お客様の注文で購入された Software Update License & Support（Software Update License & Support の後継の同様なテクニカル・サポートも含め、以下「SULS」といいます）は毎年更新され、お客様が同じ対象プログラムを同ライセンス数で SULS を更新する場合、初回及び2回目の更新年 SULS 料金は、前年度料金より3%を超えて増加しないものとします。お客様の注文が正規販売店によってなされる場合、初回更新年度の SULS 料金は、正規販売店がお客様に見積った料金とします。2回目の更新年度の SULS 料金は、前年度料金より3%を超えて増加しないものとします。
3. お客様がライセンス・セット内のある対象プログラムのライセンスのテクニカル・サポートを購入する場合、当該ライセンス・セット内の全てのライセンスに対し同じレベルのテクニカル・サポートを購入する必要があります。また、ライセンス・セット内の一部のライセンスに対するサポートの終了は、当該ライセンスを終了することにお客様が同意した場合のみ可能とします。残りのライセンスへのテクニカル・サポート料は、一部のライセンスのテクニカル・サポートを終了した時点で有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づいて価格が決まります。オラクルのライセンス・セットの定義は最新のテクニカル・サポート・ポリシーに記載されています。お客様がテクニカル・サポートを購入しない場合、テクニカル・サポートを受けていないプログラムを新バージョンに更新することはできません。

#### 第6条（対象プログラム関連の対象サービス）

お客様は、テクニカル・サポートに加え、<http://oracle.com/contracts> の対象プログラム関連の対象サービスに関するドキュメントに記載された限定数の対象サービスを、本付則に基づいて注文することができます。お客様は、オラクルによるこれらの対象サービスの提供を可能にするために合理的に必要なあらゆる情報、アクセス、及び全面的協力をオラクルに提供することに同意し、また注文に明記された措置を講ずる責任を負うものとします。これらの対象サービスの提供にあたり、オラクルがお客様のシステムの一部を構成する他社製品へのアクセスを必要とする場合、お客様は、かかる全ての製品を取得する責任を負い、また、お客様は、オラクルがお客様に代わってかかる製品にアクセスするために必要となる適切な使用権を取得する責任を負うものとします。提供される対象サービスは、お客様が別の注文に基づいて入手する、オラクルが保有又は頒布している対象プログラムの使用権に関連する場合があります。お客様による当該対象プログラムの使用には、当該注文において参照した契約書が適用されるものとします。

## 第7条 (保証、免責、及び唯一の救済措置)

1. オラクルは、お客様に使用権許諾された対象プログラムが全ての主要な点において該当の対象ドキュメントに記載されているように動作することを、納入（物理的な出荷又はダウンロード）後1年間保証します。対象プログラムに保証を満たさない不十分な点があった場合、お客様は納入後1年以内にオラクルに通知しなければなりません。また、オラクルは、本付則に基づいて注文及び提供されるテクニカル・サポート及び第6条に規定する対象プログラム関連の対象サービスが、業界水準に沿う専門的手法で提供されることを保証します。お客様は、保証を満たさない不十分な点のテクニカル・サポート・サービス又は対象プログラム関連の対象サービスについても、当該不十分なテクニカル・サポート又は対象プログラム関連の対象サービスの実施から90日以内にオラクルに通知しなければなりません。
2. オラクルは、対象プログラムがエラーや中断なく稼働することを保証せず、またエラーのすべてを補正することを保証しません。
3. 上記保証違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する唯一の救済措置及び責任は、以下のいずれかに限定されます。
  - (A) オラクルは、保証違反を発生させたプログラム・エラーを補正します。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で当該対象プログラムのエラーを実質的に補正できない場合は、お客様は対象プログラムの使用権を終了し、当該対象プログラムの使用権についてオラクルに支払い済みのライセンス料、及び当該対象プログラムのためのテクニカル・サポートについてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポート料金のうち未経過分について返還を受けることができます。
  - (B) オラクルは、対象プログラム関連の対象サービスのうち保証を満たさない不十分な部分について再履行します。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で不十分な対象プログラム関連の対象サービスを実質的に是正できない場合は、お客様は当該不十分な対象プログラム関連の対象サービスを終了させ、当該不十分な対象プログラム関連のサービスにつきオラクルに支払い済みの対価の返還を受けることができます。
4. 法律で禁じられていない範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ないものとします。

## 第8条 (監査)

オラクルは、45日前までに書面で通知することにより、お客様による対象プログラムの使用状況について、監査を行うことができます。お客様はオラクルによる監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。当該監査は、お客様の通常の事業活動を不当に妨げないものとします。お客様に許諾された使用権の範囲を超える対象プログラムの使用に対して適用される対価について、お客様はオラクルの書面による通知から30日以内に支払うことに同意します。お客様がこれを支払わない場合、オラクルは、(a) 対象プログラム関連の対象サービス（テクニカル・サポートを含みます）を終了し、(b) 本付則及び関連する契約に基づき注文された対象プログラムの使用権を終了し、及び/又は(c) 本契約を終了することができるものとします。お客様は、監査に協力することによってお客様に生じたあらゆる費用について、オラクルは責任を負わないことに同意します。

## 第9条 (発注及び物流)

### 1. 納入及びインストール

- (1) 対象プログラムのインストールについての責任は、お客様が負うものとします。（オラクルより当該対象プログラムのインストール・サービスを購入した場合、又はお客様が注文した対象ハードウェア上にオラクルによって対象プログラムがプリ・インストールされている場合を除きます。）
- (2) オラクルは、該当する注文の「対象プログラム及びテクニカル・サポート・サービス」明細記載の対象プログラムをダウンロードするための Electronic Delivery Web サイト (<http://edelivery.oracle.com>) を提供します。お客様は、当該 Web サイトを通じて、該当する注文書記載の各対象プログラムにおけるソフトウェア及び関連する対象ドキュメントについて、本注文書発効日時点における最新版のリリースにアクセスし、お客様のコンピュータへ電子的にダウンロードすることができます。お客様が対象プログラムのテクニカル・サポートを継続的に維持することを条件として、お客様は、当該対象プログラム及び関連する対象ドキュメントのダウンロードを継続することができます。なお、すべてのハードウェア/オペレーティング・システムの組み合わせに対応したすべてのプログラムが当該サイトにおいて利用できるわけではありません。お客様は、ダウンロード可能なプログラムの最新状況について、上述の Electronic Delivery Web サイトにて確認することができます。お客様は該当する注文書におけるオラクルの引渡し義務が、Electronic Delivery Web サイトの URL の提供によって履行されることを了解しているものとします。
- (3) もし物理メディアが注文された場合、オラクルは、これを該当する注文書で指定された住所に送付します。お客様は、適用されるメディア代金及び出荷費用を支払うことに同意します。物理メディアの出荷に関して適用される条件は FCA（運送人渡し条件）となり、お客様への出荷時点で所有権及び危険負担がオラクルからお客様に移転します。

### 2. 対象地域

対象プログラムは、注文書で指定された国で使用されるものとします。

### 3. 価格、請求、及び支払い義務

- (1) お客様は、お客様の注文書により生じた支払い義務が、いかなるプログラムや更新版の将来の提供可能性をも前提としないことに同意します。ただし、前述の規定は、(a) お客様が対象プログラムのテクニカル・サポートを注文する場合、当該時点で有効なテクニカル・サポート・ポリシーに従って、オラクルがテクニカル・サポートを提供（提供可能な場合）する本契約に基づく義務を免除するものではなく、(b) お客様の注文書及び本契約に基づいて許諾されたお客様の権利を変更するものではありません。
- (2) 対象プログラムの料金は、開始日をもって請求されます。
- (3) 対象プログラム関連の対象サービスの料金は、当該対象プログラム関連の対象サービスの実施前に請求されます。また、テクニカル・サポートの料金は、年1回事前に請求されます。全ての対象プログラム関連の対象サービスの提供期間は、開始日をもって有効となります。
- (4) 注文書に明示された対価に加えて、オラクルはお客様に対し、対象プログラムについて発生した送料及び税金を請求するものとし、お客様は、当該請求及び税金に対し責任を負うものとします。

**第10条 (定義及び規則(ライセンス定義))**

お客様に許諾された使用権を完全に理解するために、お客様は以下に掲載されている価格単位 (License Metrics) の定義、期間指定ライセンス及びライセンス規則を閲読する必要があります。

**1. Definitions and License Metrics****\$M Annual Transaction Volume :**

\$M 単位で、購買注文によるオークションが Annual Transaction Volume で一度でもカウントされた場合、その後購買注文によるオークションであるかどうかにかかわらず、Oracle Exchange Marketplace ライセンスが使用された年の購買注文及び Oracle Exchange Marketplace で処理されたオークション金額の総額として定義されます (\$1M=120 百万円)。

**Application Module :**

お客様が1台または複数台のコンピュータ上で使用する対象プログラムとして定義されます。

**\$M in Application Annual Revenue :**

\$M 単位で、使用権許諾されたプログラムを通じて処理された金額 (税金を除きます) として定義されます (\$1M=120 百万円)。Oracle Self-Service E-Billing 製品の場合、Annual Revenue は、請求期間毎に最低1登録ユーザーを持つ法人口座全てに対するの総請求金額に相当します。

**Application Developed :**

スマートフォン及び/又はその他のエンドユーザー・デバイスで動作し、以下のいずれかの条件を満たす、お客様によって開発されたソフトウェア・プログラムとして定義されます。

- (i) エンドユーザーにコンテンツへのアクセスを提供すること。
- (ii) エンドユーザーにトランザクションの実行権限を付与すること。
- (iii) その他、オラクル・ランタイム・プログラムを通じて提供される機能をエンドユーザーが使用できるようにすること。

**Application User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされ、該当する使用権が許諾された対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。お客様が Oracle Self-Service Work Request オプションを、Oracle Enterprise Asset Management (EAM) と共に使用権許諾される場合、お客様は EAM と同数の Application User のライセンスを保持することが必要です。それにより、全従業員分の、作業要求の作成、その状況の参照及び作業完了予定日を参照するための無制限アクセスが付与されます。Order Management を使用権許諾された Application User は、受注内容を対象プログラムへ直接入力することが許諾されていますが、他のソースから電子的に受注内容が入力される場合は、別途使用権の許諾を受けなければなりません。Oracle Sourcing、Oracle Fusion Sourcing、Oracle iSupplier Portal、Oracle Fusion Supplier Portal、Oracle Services Procurement、PeopleSoft eSupplier Connection、PeopleSoft Strategic Sourcing 及び JD Edwards Supplier Self Service の場合、外部サプライヤによる使用は、お客様の Application User のライセンスに含まれています。Oracle Financial Services Operational Risk Solution プログラムの場合、該当するユーザー・インターフェースから対象プログラムに情報を投稿しようとする従業員は、アプリケーション・ユーザーとしてカウントされないものとします。

**Application Read-Only User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、Application User として使用権を取得している対象プログラムに対して、検索並びにレポートのみを実行する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

**Brand :**

特定の化合物に対応する製品名称として定義されます。当該化合物についての複数の剤型及び含量製品を含みます。

**Case Report Form (CRF) Page :**

12ヶ月間に対象プログラムによりリモートで作成される物理的な紙の総合ページ数 (Received Data Collection Instruments として対象プログラムで明確に測定されます) の「電子処理データ」として定義されます。お客様は、オラクルから追加の CRF Page の使用権を取得せずに、任意の12ヶ月間内に使用権許諾された CRF Page 数を超えて処理することはできません。

**Chassis :**

ハードウェアを格納している物理的な筐体として定義されます。以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) ネットワーク機器を格納しているシャーシであって、かつ (b) 対象プログラムによって管理されているシャーシのみ、カウントしなければなりません。

- Oracle Fabric Manager
- Oracle Fabric Monitor

**Client Application Loader Client :**

クライアント・アプリケーション・サーバーからの構成を受け取るデバイスとして定義されます。

**Collaboration Program User :**

任意の一時点において、対象プログラムを実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバー (コンピュータ) にインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Beehive Synchronous Collaboration の使用権許諾及びユーザー数をカウントする場合は、お客様の社内における Collaboration Program User は、Web Conference を開催又は主催するユーザー及び、Web Conference に参加するユーザーとして定義されます。お客様の会社に外部から接続するすべての Web Conference の参加者であって (Web Conference を開催する目的ではなく) Web Conference に参加するだけの場合は使用権許諾を受ける必要はありません。

**Compensated Individual :**

対象プログラムにより算出される報酬の対象者である特定の個人として定義されます。Compensated Individual には、従業員、契約社員、退職者等が含まれますが、これらに限りません。

**Computer :**

対象プログラムがインストールされたコンピュータとして定義されます。1 Computer ライセンスは、お客様に、使用権許諾された対象プログラムを、特定された1台のコンピュータ上で使用することを認めています。Oracle Health Science Integration Engine プログラムの Computer 単位のライセンス

ンスにおいて、Communication Point とは、入力システム（病院又は医療現場の臨床検査システム等）、若しくは出力システム（臨床情報レポジトリ等）のインターフェースをいいます。

**5 Concurrent Users :**

各個人が、任意の一時点において残り 4 名の個人とともに対象プログラムに同時に接続する権限をお客様により認証されている場合、5 名の Concurrent User として定義されます。

**Concurrent Connection :**

Serduct/Datalink への個々のコネクションとして定義されます。Serduct/Datalink とは、Infor ソフトウェアを Micros Applications との併用目的で操作可能にするインターフェースとして定義されます。

**Concurrent User :**

対象プログラムを同時に使用又はアクセス可能な個人として定義されます。Concurrent User は、お客様の顧客や見込み顧客のみが該当するものであり、ビジネス・パートナーやお客様の従業員は該当しません。

**Connected Device :**

(a) Oracle Application プログラム又はオラクル・クラウド・サービスとデータを送受信する、及び (b) Oracle application business logic を実行するか、Oracle application table を更新するための、あらゆる人的な相互作用又は人的な入力が必要としない、一意のデバイスとして定義されます。デバイスには、センサー、メーター、RFID リーダー、及びバーコードスキャナを含みますが、これらに限定されません。デバイスは、Oracle Application プログラム若しくはオラクル・クラウド・サービスに直接的に接続するか、又は、ゲートウェイ・デバイス若しくは第三者通信サービスを經由して、Oracle Application プログラム若しくはオラクル・クラウド・サービスに間接的に接続することができます。デバイスは、Oracle Application プログラム若しくはオラクル・クラウド・サービスとのデータ通信のエンドポイントとして一意に識別されるか、又は、デバイス内の Oracle Application プログラム若しくはオラクル・クラウド・サービスの明示的なレジストリにより、一意に識別することができます。

**Connected Instance :**

Oracle Policy Automation Connector for Oracle CRM On Demand と Oracle CRM OnDemand インスタンスの Web サービスのエンドポイント間の設定、として定義されます。Oracle CRM OnDemand インスタンスが Oracle Policy Automation Connector for Oracle CRM On Demand と連携して設定される毎に、Connected Instance を追加する必要があります。

**Connector :**

オラクルのソフトウェア製品と第三者製品とを接続する個々のコネクタとして定義されます。個々の第三者製品をオラクルのソフトウェア製品と連携するためには、それぞれ特定のコネクタが必要になります。

**\$M Cost of Goods Sold :**

\$M 単位で、会計年度内の総売上原価として定義されます（\$1M=120 百万円）。売上原価が不明の場合は、総売上の 75%を売上原価と見なします。

**CPU :**

対象プログラムが稼働する、1 つ以上のコアの集合体より構成されるチップとして定義されます。コアの数にかかわらず、それぞれのチップは、1 個の CPU としてカウントされます。

**Custom Suite User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた Oracle Custom Applications Suite に含まれる対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

**Customer :**

お客様の注文で特定された法人顧客として定義されます。第三者の業務処理目的で、対象プログラムを使用することはできず、また対象プログラムにアクセスすることはできません（お客様の顧客、パートナー、並びに関連会社を含みますが、これらに限りません）。当該対象プログラムを複製、インストール及び使用可能なコンピュータの数の制限はありません。

**Customer Account :**

対象プログラムを使用して、請求情報を管理並びに表示する一意の口座番号で特定される一意の顧客口座として定義されます。当該口座と関連づけられている個人口座保持者の数ではありません。

**Oracle Customer Data & Device Retention Service :**

本サービスの詳細は、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> のテクニカル・サポート・ポリシー・セクション（Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシー）において明記され、本詳細を参照することにより本契約の一部を構成します。

**Customer Record :**

対象プログラムを使用してアクセス可能な、一意の Customer Record（担当者レコード、見込み顧客レコード及び外部データソースのレコードを含みます）として定義されます。

**10,000 Daily Average Transactions :**

24 時間の間に対象プログラムにより処理される 10,000 件の一意のトランザクション（販売トランザクション、返品トランザクション、交換トランザクション、ロイヤルティ・トランザクション、取引トランザクション、ギフトカード・トランザクション、在庫トランザクション、小口現金トランザクション、及び管理者トランザクションを含みますが、これらに限定されません）として定義されます。1 日当たりのトランザクション数は、それ以前の 12 ヶ月の期間における 1 日当たりの平均値として計算されます。

**Developer User / Developer/ Developer Seat :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Developer User についてのみ、対象プログラム及び対象ドキュメントを作成、変更、閲覧並びにそれらを相互に情報共有することが可能です。

**Disk Drive :**

対象プログラムによりアクセスされるデータを格納する回転メディアデバイスとして定義されます。

#### Electronic Order Line :

12ヶ月間にあらゆるソースから対象プログラムに電子的に入力される個々の受注明細行の総数として定義されます（使用権許諾されたユーザーによる手入力は含みません）。これは、外部の EDI/XML トランザクション及び/又は Oracle を含む他のアプリケーションで作成される受注明細行も含まれます。お客様は、任意の12ヶ月間内に使用権許諾された受注明細行数を超えて処理することはできません。

#### Employee :

(i) 常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員の総数、及び (ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる代理人、契約社員及びコンサルタントの総数として定義されます。必要な使用権の数量は、実際に利用するユーザー数ではなく、Employee の数によって決定されます。また、お客様が、業務の全部又は一部を他社に外部委託している場合は、Employee の数を決定するため、当該他社の常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、代理人、契約社員及びコンサルタントであって、(i) お客様のために業務を提供する者、及び (ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者、の総数を加算しなければなりません。

#### Employee for HCM :

(i) 常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員の総数、及び(ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる代理人、契約社員及びコンサルタントの総数として定義されます。必要な使用権の数量は、実際に利用するユーザー数ではなく、Employees for HCM の数によって決定されます。また、お客様が、業務の全部又は一部を他社に外部委託している場合は、Employees for HCM の数を決定するため、当該他社の常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、代理人、契約社員及びコンサルタントであって、(i) お客様のために業務を提供する者、及び(ii)対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者、の総数を加算しなければなりません。Employees for HCM は、その先頭に「Oracle Fusion Human Capital Management」の名称が付いた Oracle Application プログラムと共にのみ、使用権許諾された対象プログラムを使用することができます。

#### Employee User :

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

#### Enterprise Employee :

(i) 常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員の総数、及び (ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる代理人、契約社員及びコンサルタントの総数として定義されます。必要な使用権の数量は、実際に利用するユーザー数ではなく、Enterprise Employee の数によって決定されます。また、お客様が、業務の全部又は一部を他社に外部委託している場合は、Enterprise Employee の数を決定するため、当該他社の常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、代理人、契約社員及びコンサルタントであって、(i) お客様のために業務を提供する者、及び (ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者、の総数を加算しなければなりません。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise Employee の数により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise Employee の数以上でなければなりません。Enterprise Employee の数が許諾された使用権の数を超過した時点で、お客様は、その Enterprise Employee の数が、新たに許諾される使用権の数以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise Employee の数が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise Employee の数をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

#### Enterprise Full Time Equivalent (FTE) Student :

教育機関に登録されている全日制の生徒数及び全日制の生徒数の 25%としてカウントする定時制の生徒数の合計として定義されます。「全日制」と「定時制」の定義は、お客様の生徒分類基準に基づきます。FTE Student に小数点以下の端数がある場合、必要なライセンス数は、小数点以下を四捨五入して計算します。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise FTE Student の数により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise FTE Student の数以上でなければなりません。Enterprise FTE Student の数が許諾された使用権の数を超過した時点で、お客様は、その Enterprise FTE Student の数が、新たに許諾される使用権の数以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise FTE Student の数が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise FTE Student の数をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

#### Enterprise Trainee :

対象プログラムにより記録される従業員、契約社員、学生等として定義されます。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise Trainee の数により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise Trainee の数以上でなければなりません。Enterprise Trainee の数が許諾された使用権の数を超過した時点で、お客様は、その Enterprise Trainee の数が、新たに許諾される使用権の数以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise Trainee の数が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise Trainee の数をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

#### Enterprise \$M in Cost of Goods Sold :

\$M 単位で、会計年度内の総売上原価として定義されます（\$1M=120 百万円）。売上原価が不明の場合は、総売上上の 75%を売上原価と見なします。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計が許諾された使用権の数を超過した時点で、お客様は、その Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M Cost of Goods Sold の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

#### Enterprise \$M in Freight Under Management :

\$M 単位で、使用権許諾期間中の任意の 1 年間（暦年）の入出荷全ての支払輸送費の総額として定義されます（\$1M=120 百万円）。FUM (Freight Under Management) には、お客様が実際に購入した貨物、及びお客様が輸送管理をする貨物（例えば、輸送管理サービスをお客様の顧客に代わって購入するのではなく、お客様自身が輸送管理サービスをお客様の顧客向けに提供している場合）の輸送費の合計額を含むものとします。第三者が輸送費を負担している場合（例えば、納入業者の前払いによる受入貨物の輸送費）も FUM の総額に含まれるものとします。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M FUM の総計により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise \$M

FUM の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M FUM の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M FUM の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下となるように追加の使用権（及びその追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M FUM の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M FUM の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Enterprise \$M in Operating Budget :**

\$M 単位で、外部の会計法人からの監査報告を反映した、お客様の予算の総額として定義されます（\$1M=120 百万円）。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M in Operating Budget の総計により、決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise \$M in Operating Budget の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M in Operating Budget の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M in Operating Budget の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下となるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M in Operating Budget の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M in Operating Budget の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Enterprise \$M in Revenue :**

\$M 単位で、会計年度内に発生した費用や税金を差し引く前の総収入（営業外収入及び特別利益を含みます。ただし、評価益は除きます）として定義されます（\$1M=120 百万円）。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M in Revenue の総計により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise \$M in Revenue の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M in Revenue の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M in Revenue の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下となるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M in Revenue の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M in Revenue の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Expense Report :**

12 ヶ月間に Internet Expenses で処理される経費精算書の総数として定義されます。お客様は、任意の 12 ヶ月間に使用権許諾された経費精算書数を超過して処理することはできません。

**Faculty User :**

認定された教育機関で現職にある教職員として定義されます。該当するユーザーは、研究及び非営利の目的でのみ対象プログラムを使用することができます。

**Field Technician :**

お客様が、対象プログラムを使用する現場に派遣するエンジニア、技術者、担当者、並びにその他の方（それらの管理者を含みます）として定義されます。

**Flash Drive:**

対象プログラムによりアクセスされるデータを格納する、前面から実装するソリッドステートメディアデバイスとして定義されます。

**\$M Freight Under Management :**

\$M 単位で、使用権許諾期間中の任意の 1 年間（暦年）の入出荷全ての輸送費の総額として定義されます（\$1M=120 百万円）。FUM (Freight Under Management) には、お客様が実際に購入した貨物、及びお客様が輸送管理をする貨物（例えば、輸送管理サービスをお客様の顧客に代わって購入するのではなく、お客様自身が輸送管理サービスをお客様の顧客向けに提供している場合）の輸送費の合計額を含むものとします。第三者が輸送費を負担している場合（例えば、納入業者の前払いによる受入貨物の輸送費）も FUM の総額に含まれるものとします。

**Full Time Equivalent (FTE) Student :**

教育機関に登録されている全日制の生徒数及び全日制の生徒数の 25%としてカウントする定時制の生徒数の合計として定義されます。「全日制」と「定時制」の定義は、お客様の生徒分類基準に基づきます。FTE Student に小数点以下の端数がある場合、必要なライセンス数は、小数点以下を四捨五入して計算します。

**25,000 Gift Cards :**

12 ヶ月の間に対象プログラムにより生成される、25,000 のバリューカード（ギフト又はストアード）として定義されます。

**Guest Cabin :**

対象プログラムによって管理されるクルーズ船内の客室として定義されます。お客様は、対象プログラムによって管理される各クルーズ船内の Guest Cabin の許諾数の合計数の使用権許諾を受ける必要があり、Guest Cabin 使用権の許諾数は、複数のクルーズ船にまたがって共有することはできません。

Cruise Fleet Management プログラム、Cruise Crew Management プログラム、Cruise Materials Management HQ プログラム及び Sub-HQ プログラムにおいて、お客様は、対象プログラムによって管理される船団の全ての船又は船舶に搭載されている Guest Cabins の合計数の使用権許諾を受ける必要があります。

**Guest Room :**

対象プログラムによって管理される客室の数として定義されます。

Oracle Hospitality Suite8 Interface Programs において、1 つの Oracle Hospitality Suite8 Program とインターフェースをとる必要がある個別の製品毎に、一意の Guest Room ライセンス 1 つが必要となります。例えば、1 つの Oracle Hospitality Suite8 Program と 3 つの個別の製品とのインターフェースをとる必要があるお客様は、3 つの個別の Guest Room ライセンスを保有しなければなりません。

**Hosted Named User :**

任意の一時点において、実際にアクセスしているか否かにかかわらず、ホスティング・サービスにアクセスする権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

**Oracle Hospitality Consulting Services :**

本サービスの詳細は、[www.oracle.com/contracts](http://www.oracle.com/contracts) の Oracle Hospitality Global Business Unit ("Micros") Consulting Service Descriptions セクションにおいて明記され、本詳細を参照することにより本契約の一部を構成します。

**Hospitality Suite :**

主として、対象プログラムによって管理される、アリーナ、スタジアム、コンサート会場、又はその他の会場内にあるキチネット、休憩室、テーブル及び座席（これらに限定されません）を含むエンターテイメント空間として定義されます。

**Installation Services, Start-Up Packs and Configuration/Upgrade Services :**

本サービスの詳細は、[www.oracle.com/contracts](http://www.oracle.com/contracts) の Advanced Customer Services セクション、又は <http://www.oracle.com/jp/support/software/advanced-customer-services/index.html> において明記され、本詳細を参照することにより本契約の一部を構成します。（注：2012年9月1日現在、国により一部提供されないサービスがあります。詳細はオラクルまでお問い合わせください）

**Instance :**

単一のデータベースの環境として定義されます。テスト、本番、及び開発環境は3つの別個のインスタンスとみなされ、個別に使用権許諾される必要があります。

**Interface :**

オラクル・プログラムと第三者製品とを接続する個々のインターフェイス・コネクタとして定義されます。個々の第三者製品をオラクル・プログラムと連携するためには、それぞれ特定のインターフェイス・ライセンスが必要になります。

**Inventory Location :**

対象プログラムによって管理される、アリーナ、スタジアム、コンサート会場又はその他の会場内において、ベンダーが在庫品を保管しておくための専用の物理的な在庫保管場所として定義されます。専用の物理的な在庫保管場所毎に、1つの Inventory Location としてカウントする必要があります。

**Invoice Line :**

12ヶ月間に対象プログラムが処理する請求明細行の総数として定義されます。お客様はオラクルから追加の Invoice Line の使用権を取得せずに、任意の12ヶ月間内に使用権許諾された Invoice Line 数を超えて処理することはできません。

**IVR Port :**

音声自動応答装置 (Interactive Voice Response system ; IVR システム) において受付ける1発信者として定義されます。お客様は、IVR システムにより同時に受け付け可能な発信者の最大数を表す IVR Port の数に対して、ライセンスを契約しなければなりません。

**Kitchen Display Client :**

注文された品目のステータスを表示し監視するのに利用されるデバイスとして定義されます。多重化のハードウェア又はソフトウェア (TP モニター、Web サーバー製品など) が使用されている場合、当該数は、多重化装置のフロント・エンド側で計算しなければなりません。

**Learning Credits :**

<http://www.oracle.com/jp/education> に掲載されている Oracle University のオンライン・カタログに定める研修製品およびサービスを購入する場合に、同 URL に規定する条件に従って使用することができます。Learning Credits は、お客様が注文する時点で有効なカタログに記載された価格で製品又はサービスを購入する場合にのみ使用することができ、お客様が注文する時点で、割引又はプロモーション (キャンペーン等) の対象となっている製品又はサービスには使用できません。カタログに記載された価格は、オラクルがお客様向けに定めた割引が適用された場合は減額されます。前述の定めにかかわらず、Learning Credits は、お客様の注文に関連した税金、媒体代金及び/又は経費の支払いにも利用できます。ただし、前述の割引は、当該税金、媒体代金及び/又は経費には適用されません。Learning Credits は、オラクルがお客様の注文を受理した日から12ヶ月間有効であり、お客様は、この期間の終了前に製品を購入し、かつ購入したサービスを利用しなければなりません。お客様は、Learning Credits を取得した国においてのみ使用できるものとし、また、別の Learning Credits に対する支払方法としては使用できないものとします。また、単一の製品又はサービスを購入するために、あるいは、関連する税金、媒体代金及び/又は経費を支払うために、異なる Learning Credits アカウントを使用することはできません。Learning Credits は、移転及び譲渡することができません。Learning Credits を利用して製品又はサービスを注文する場合、お客様に対しオラクルの標準注文書類の締結をお願いする場合があります。

**\$M in Managed Assets :**

\$M 単位で、以下を合計した金額として定義されます (\$1M=120 百万円)。

- (1) キャピタル・リース、直接金融型リース及びその他ファイナンス・リース (残余価値を含みます) の投資資産の帳簿価額 (他者のために所有又は管理しているか否か、対象プログラム上で有効か否かを問いません)
- (2) オペレーティング・リース資産の帳簿価額 (他者のために所有又は管理しているか否か、対象プログラム上で有効か否かを問いません)
- (3) ローン、手形、条件付売買契約及びその他の売上債権の帳簿価額 (他者のために所有又は管理しているか否か、対象プログラム上で有効か否かを問いません)
- (4) 他者のための所有又は管理し、過去にリースされ、対象プログラム上で有効であった非収益資産の帳簿価額 (リース期間が満了した資産及び再取得した資産を含みます)
- (5) 対象プログラム上で作成され有効な、過去12ヶ月以内に売却されたリース及びローンの対象となっている資産の取得原価

**Managed Resource :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。加えて、対象プログラムにより管理されているお客様の従業員、契約社員、パートナー及びその他の個人又は法人は、必要な Managed Resource ライセンスの数を決定する場合において、カウントの対象となります。

**Member Record :**

対象プログラムで管理される、一意のカスタマー・ロイヤリティ・プログラム (例: 顧客へのポイントサービス) の Member Record として定義されます。100K Member Records は、10万 Member Record となります。

**Merchandise :**

消費者製品の一意のアイテム又は SKU として定義されます。

**Module :**

対象プログラムが稼動する各本番環境データベースとして定義されます。

**Monitored User :**

任意の一時点において、実際に監視されているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた Analytics プログラムによって監視される特定の個人として定義されます。Named User Plus 単位又は Application User 単位で使用権許諾されている Analytics プログラムの各ユーザーは、Monitored User 単位では使用権許諾されません。Usage Accelerator Analytics プログラムにおいては、お客様が使用権許諾されている CRM Sales Application プログラムの全てのユーザーは、Monitored User 単位で使用権許諾されなければなりません。Human Resources Compensation Analytics プログラムにおいては、お客様の全従業員は、Monitored User 単位で使用権許諾されなければなりません。

以下の Oracle Governance, Risk, and Compliance Application において、Monitored User 数は、E-Business Suite の User Administration 機能で作成/定義され、対象プログラムによって監視される一意の E-Business Suite ユーザー（個人）の総数と同じになります。iProcurement 及び/又は Self-Service Human Resources のユーザーは含みません。

- Application Access Controls Governor
- Application Access Controls for E-Business Suite
- Configuration Controls Governor
- Configuration Controls for E-Business Suite
- Transaction Controls Governor
- Preventive Controls Governor
- Governance, Risk, and Compliance Controls Suite

以下の PeopleSoft Enterprise Governance, Risk, and Compliance Application において、Monitored User 数は、対象製品が監視する一意の PeopleSoft Enterprise（又は、その他全てのカスタム・アプリケーション/プログラム）ユーザー（個人）の総数と同じになります。

- Application Access Controls Governor
- Application Access Controls for PeopleSoft Enterprise
- Configuration Controls Governor
- Configuration Controls for PeopleSoft Enterprise

**MySQL Cluster Carrier Grade Edition Annual Subscription, MySQL Enterprise Edition Annual Subscription and MySQL Standard Edition Annual Subscription :**

特定のプログラム及び MySQL Community Edition に適用される価格単位の従い当該プログラムを使用する権利、及び注文に特定される期間、当該プログラムに対する Software Update License & Support を受ける権利として定義されます。MySQL Community Edition とは、GPL (General Public License) に基づき使用権許諾された MySQL をいいます。MySQL Community Edition に対する Software Update License & Support には、いかなる種類の更新版も含まれないものとします。定期使用（サブスクリプション）の期間は、お客様の注文書に別段の定めのない限り、定期使用に関する注文書の発効日より開始します。お客様の注文が Oracle Store を通じてなされる場合、その効力発生日は、オラクルによりお客様の注文が受理された日となります。オラクルの Software Update License & Support サービスは、当該定期使用（サブスクリプション）サービスが提供される時に有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づき提供されます。お客様は、MySQL Cluster Carrier Grade Edition、MySQL Enterprise Edition 及び/又は MySQL Standard Edition が導入されている全てのサーバーに対する定期使用（サブスクリプション）ライセンスを入手しなければなりません。

MySQL Community Edition が導入されているあらゆるサーバーに対するオラクルの Software Update License & Support サービスを入手する場合、お客様は、オラクルの Software Update License & Support サービスを入手している MySQL Community Edition の全てのサーバーに対する定期使用（サブスクリプション）ライセンスも購入しなければなりません。お客様は、あらゆるレベル（MySQL Cluster Carrier Grade Edition レベル、MySQL Enterprise Edition レベル及び/又は MySQL Standard Edition レベル等）で、MySQL Community Edition の定期使用（サブスクリプション）ライセンスに対するオラクルの Software Update License & Support サービスを入手することができます。当該期間の終了時、お客様は、当該定期使用（サブスクリプション）に対する最新の対価の支払いをもって、お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新することができるものとします（当該定期使用（サブスクリプション）サービスが利用可能な場合に限り）。お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新しない場合、対象プログラムを使用するお客様の権利は終了し、お客様は、該当する non-Community Edition ライセンス（MySQL Cluster Carrier Grade Edition、MySQL Enterprise Edition、及び/又は MySQL Standard Edition のライセンス等）に基づきお客様に提供された全てのアプリケーション、ツール、及びバイナリを削除しなければなりません。お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新しない場合、お客様はいかなるアップデート（パッチ又はその後のバージョン等）も受領できず、お客様の定期使用（サブスクリプション）を後日再開する場合は、再契約料金の対象となる場合もあります。

**Named User Plus / Named User (Technology プログラム以外) :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。この定義の以下の条項全ては Named User Plus のライセンスにのみ適用されるものとし、Named User のライセンスには適用されません。対象プログラムを使用する権限を付与された全ての個人に加え、人が直接操作しないような装置であっても、当該装置が対象プログラムにアクセスできる場合には、Named User Plus としてカウントされます。多重化のハードウェア又はソフトウェア（TP モニター、Web サーバー製品等）が使用されている場合、Named User Plus 数は、多重化装置のフロント・エンド側（多重化のハードウェア/ソフトウェアに接続するユーザー及び装置の総数）で計算しなければなりません。コンピュータ間のデータの自動パッチ処理は認められています（Named User Plus の総数に含めることはありません）。お客様は、Licensing Rules セクションの最少ユーザー数の一覧表に含まれる対象プログラムに関しては、プロセスあたりの Named User Plus の最少ユーザー数が維持されるよう保証する責任を負います。最少ユーザー数の一覧表が定める、契約上必要とする Named Users Plus の最少数を満たしたうえで、実際のユーザー全てが使用権許諾されなければなりません。

- (1) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、（以下のプログラムが）管理または監視対象とするプログラムのユーザー数のみをカウントします。
  - Configuration Management Pack for Applications
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for WebCenter Suite
- (2) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、エミュレートされた実ユーザーと、人が直接操作しないような装置が、それぞれ Virtual User とみなされ、カウントの対象となります。
  - Load Testing
  - Load Testing Developer Edition
  - Load Testing Accelerator for Web Services
  - Load Testing Accelerator for Oracle Database
  - Load Testing Suite for Oracle Applications
  - Oracle Test Starter Kit for Utilities (Load Testing)



- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) マスクされたデータ又はデータ・サブセットが生成されるデータベース・サーバーのユーザー及び (b) (GUI 又はコマンドライン経由で) マスキング又はサブセット操作を実行するデータベース・サーバーのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
  - ・ Data Masking and Subsetting Pack
- (4) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムの全てのユーザーをカウントしなければなりません。
  - ・ Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - ・ Application Management Suite for PeopleSoft
  - ・ Application Management Suite for Siebel
  - ・ Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
  - ・ Real User Experience Insight
  - ・ Application Replay Pack
- (5) Oracle GoldenGate for Big Data において、必要なライセンス数を決定する場合は、お客様がデータを入手するオラクル・データベースもしくは他社製データベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。マルチソース・データベースにおいては、すべてのソースに関するすべてのユーザーをカウントしなければなりません。
- (6) Oracle GoldenGate において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (7) Oracle GoldenGate for Mainframe 及び Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (8) Oracle GoldenGate for Non Oracle Database において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a)お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び(b)お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (9) Data Integration Edition 及び Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Application において、必要なライセンス数を決定する場合は、データ変換プロセスを実行している又はそれにアクセスしているユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (10) Oracle Mobile Suite Client Runtime 及び Mobile Application Framework において、必要なライセンス数を決定する場合は、Application Developed の構築にどのモバイル・アプリケーション開発ツールやフレームワークを使用したかに関わらず、各 Application Developed のエンドユーザーのみ、カウントしなければなりません。

**Named User Plus (Technology プログラム用) :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。対象プログラムを使用する権限を付与された全ての個人に加え、人が直接操作しないような装置であっても、当該装置が対象プログラムにアクセスできる場合には、Named User Plus としてカウントされます。多重化のハードウェア又はソフトウェア (TP モニター、Web サーバー製品等) が使用されている場合、Named User Plus 数は、多重化装置のフロント・エンド側 (多重化のハードウェア/ソフトウェアに接続するユーザー及び装置の総数) で計算しなければなりません。コンピュータ間のデータの自動バッチ処理は認められています (Named User Plus の総数に含める必要はありません)。お客様は、Licensing Rules セクションの最少ユーザー数の一覧表に含まれる対象プログラムに関しては、プロセスあたりの Named User Plus の最少ユーザー数が維持されるよう保証する責任を負います。最少ユーザー数の一覧表が定める、契約上必要とする Named Users Plus の最少数を満たしたうえで、実際のユーザー全てが使用権許諾されなければなりません。

- (1) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、(以下のプログラムが) 管理または監視対象とするプログラムのユーザー数のみをカウントします。
  - ・ Configuration Management Pack for Applications
  - ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - ・ Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - ・ Management Pack for WebCenter Suite
- (2) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、エミュレートされた実ユーザーと、人が直接操作しないような装置が、それぞれ Virtual User とみなされ、カウントの対象となります。
  - ・ Load Testing
  - ・ Load Testing Developer Edition
  - ・ Load Testing Accelerator for Web Services
  - ・ Load Testing Accelerator for Oracle Database
  - ・ Load Testing Suite for Oracle Applications
  - ・ Oracle Test Starter Kit for Utilities (Load Testing)
- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) マスクされたデータ又はデータ・サブセットが生成されるデータベース・サーバーのユーザー及び (b) (GUI 又はコマンドライン経由で) マスキング又はサブセット操作を実行するデータベース・サーバーのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
  - ・ Data Masking and Subsetting Pack
- (4) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムの全てのユーザーをカウントしなければなりません。
  - ・ Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - ・ Application Management Suite for PeopleSoft
  - ・ Application Management Suite for Siebel
  - ・ Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
  - ・ Real User Experience Insight
  - ・ Application Replay Pack
- (5) Oracle GoldenGate for Big Data において、必要なライセンス数を決定する場合は、お客様がデータを入手するオラクル・データベースもしくは他社製データベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。マルチソース・データベースにおいては、すべてのソースに関するすべてのユーザーをカウントしなければなりません。
- (6) Oracle GoldenGate において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (7) Oracle GoldenGate for Mainframe 及び Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (8) Oracle GoldenGate for Non Oracle Database において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a)お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び(b)お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。

- (9) Data Integration Edition 及び Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Application において、必要なライセンス数を決定する場合は、データ変換プロセスを実行している又はそれにアクセスしているユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (10) Oracle Mobile Suite Client Runtime 及び Mobile Application Framework において、必要なライセンス数を決定する場合は、Application Developed の構築にどのモバイル・アプリケーション開発ツールやフレームワークを使用したかに関わらず、各 Application Developed のエンドユーザーのみ、カウントしなければなりません。

**Network Device :**

コンピュータ間並びにコンピュータ・ネットワーク間の通信経路の決定及び通信管理を主目的とするハードウェア及び/又はソフトウェアとして定義されます。Network Device の例としては、ルーター、ファイアウォール、ネットワークロードバランサが含まれますが、これらに限定されません。

**Non Employee User - External :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人（お客様の従業員、契約社員、業務委託者を除きます）として定義されます。

**Oracle Financing Contract :**

お客様とオラクル（又はオラクルの関連会社）の間で取り交わす契約であって、お客様の注文に基づきオラクルに支払うべき金額の一部又は全部の長期間の支払について定めるものをいいます。

**Order Line :**

12ヶ月間に対象プログラムが処理する受注明細行の総数として定義されます。個別のお客様の受注や見積りの一部として複数の受注明細行の入力も可能です。また、Oracle Configurator で複数の受注明細行を自動的に作成することも可能です。お客様はオラクルから追加の Order Line の使用权を取得せずに、任意の12ヶ月間に使用权許諾された Order Line 数を超過して処理することはできません。

**1,000 Page Views :**

1 Page View が、ウェブサイトの特定のページに一意のインターネット・ユーザーが1回訪問することを意味する場合に、1月あたり1000件単位の Page View として定義されます。

**Partner Organization :**

開発、マーケティングや販売など付加価値サービスを提供する外部の第三者企業として定義されます。業種のタイプにより、Partner Organization の役割及び名称（例えば、再販業者、ディストリビュータ、代理店、ディーラー又はブローカー等）が異なります。

**Person :**

お客様の組織の、現職の従業員及び契約社員、システムで管理されている1つ以上の給付金制度（例えば、年金制度等）の権利を持つ、並びにシステム経由で受給を継続している元従業員として定義されます。Project Resource Management の場合、プロジェクトに予定されている個人として定義されます。必要な使用权の総数は、対象のシステムに履歴が登録される常勤及び非常勤従業員の最大数に基づきます。

**Physical Server :**

対象プログラムがインストールされる物理的なサーバーとして定義されます。

**PIN Entry Device (PED) :**

デビット、クレジット又はスマート・カードを利用した取引において、カード所有者の個人情報番号（PIN）を受領し暗号化するために利用される電子的なハードウェアデバイスとして定義されます。

**Ported Number :**

エンドユーザーが通信事業者を別の事業者に変更しても、そのまま変更せずに使用できる電話番号として定義されます。ある電話交換設備に属していたその電話番号は、別の電話交換設備の電話番号として移行されます。

**POS Client :**

販売処理、又はワークステーション・レポート、キャッシュ・マネージメント、エンゲージメント、テーブル・マネージメント、若しくはマネージャー・オペレーションのような関連するエンドユーザー機能のすべてを記録するように設計されたデバイスとして定義されます。多重化のハードウェア又はソフトウェア（TP モニター、Web サーバー製品など）が使用されている場合、当該数は、多重化装置のフロント・エンド側で計算しなければなりません。

Oracle Hospitality Guest Access POS and Device Client Program において、POS Client は、ゲスト・アクセスの管理方法であり、対象プログラムにより管理されるターンスタイル改札口、ゲート、スイングドアを含みますがこれらに限定されません。それぞれのゲスト・アクセスの管理方法に対し、必要なライセンス数を決定するためには、入場時と出場時の両方をカウントする必要があります。例えば、各改札口は、2つの POS Clients（1つは入場、もう1つは出場）としてカウントする必要があります。

**Processor (Technology プログラム以外) :**

対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働しているサーバー上の全てのプロセッサとして定義されます。Processor 単位で使用权許諾された対象プログラムは、お客様の社内のユーザー（代理人や契約社員を含む）及びお客様の（業務を遂行する）ために使用する第三者のユーザーにより、アクセス可能です。必要となるライセンスの数は、プロセッサのコアの総数に、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能な Oracle Processor Core Factor Table に記載されているプロセッサのコアの係数（以下「コア係数」）を乗じて決定されます。使用权許諾された各対象プログラムのための全てのマルチコア・チップ上に搭載されているコアの総数は、当該プロセッサの適切なコア係数を乗じる前に合計するものとし、（係数を乗じた後に生じた）端数は全て切り上げるものとします。ただし、（WebCenter Enterprise Capture Standard Edition、Java SE Support、Java SE Advanced 及び Java SE Suite を除く）製品の名称の中に Standard Edition 2、Standard Edition One 又は Standard Edition を含む対象プログラムが使用权許諾される場合、プロセッサの数は、プロセッサが搭載されたソケットの数に相当します。また、マルチチップ・モジュールの場合には、マルチチップ・モジュール上の各チップを、プロセッサが搭載された1つのソケットとしてカウントします。

例えば、対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバーが6コアを有し、コア係数が0.25のマルチコア・プロセッサの場合には、2プロセッサ分のライセンスが必要となります（6コア×0.25=1.50 小数点以下切り上げ：2プロセッサ）。別の例として、対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバーが、Oracle Processor Core Factor Table で特に記載されていないハードウェア・プラットフォームにおけるマルチコア・プロセッサで10コアを有する場合には、10プロセッサ分のライセンスが必要となります（10コア×1.0=10：「All other multicore chips」の場合には10プロセッサと同等となります）。

\* これらの例は、Standard Edition One プログラム並びに Standard Edition プログラムには適用されません。

- (1) Oracle Healthcare Data Repository において、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server Enterprise Edition 及び Oracle Healthcare Transaction Base プログラム両方のプログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (2) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) 及び使用権許諾されたプログラム (以下のプログラム) が稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。これらの使用権に基づいて、別途使用権許諾された Oracle Database (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) がインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサにも、使用権許諾されたプログラムをインストールし及び/又は稼働させることができます。
  - iSupport
  - iStore
  - Configurator
- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(以下のプログラムが) 管理または監視対象とするプログラムが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
  - Configuration Management Pack for Applications
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for WebCenter Suite
- (4) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) マスクされたデータ又はデータ・サブセットが生成されるデータベース・サーバーに搭載されているプロセッサ及び (b) (GUI 又はコマンドライン経由で) マスキング又はサブセット操作を実行するデータベース・サーバーに搭載されているプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
  - Data Masking and Subsetting Pack
- (5) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア及び/又はデータベース・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。
  - Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - Application Management Suite for PeopleSoft
  - Application Management Suite for Siebel
  - Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
  - Application Management Pack for Utilities
  - Application Management Pack for Taxation and Policy Management
- (6) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。
  - Application Replay Pack
  - Real User Experience Insight
- (7) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、対応するターゲット・データベースが稼働するサーバー上のプロセッサの総数のみをカウントしなければなりません。
  - Informatica PowerCenter and PowerConnect Adapters
  - Application Adapters for Warehouse Builder (PeopleSoft, Oracle E-Business Suite, Siebel, 及び SAP 向け)
- (8) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、データ変換プロセスが実行されるプロセッサのみカウントしなければなりません。
  - Data Integrator Enterprise Edition
  - Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applications
  - Data Integrator and Application Adapter for Data Integration
  - Application Adapters for Data Integration
- (9) In-Memory Database Cache において、必要なライセンス数を決定する場合は、In-Memory Database Cache プログラムの Times Ten In-Memory Database コンポーネントがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (10) Oracle GoldenGate において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するオラクル・データベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するオラクル・データベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (11) Oracle GoldenGate for Mainframe 及び Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するデータベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (12) Oracle GoldenGate for Non Oracle Database において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手する他社製データベースが稼働するプロセッサ及び、(b) お客様がデータを適用する他社製データベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (13) Oracle GoldenGate Application Adapters 及び Oracle GoldenGate for Big Data において、必要なライセンス数を決定する場合は、お客様がデータを入手する Oracle データベースもしくは他社製データベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。マルチソース・データベースにおいては、全てのソースに関する全てのプロセッサをカウントしなければなりません。
- (14) Audit Vault and Database Firewall において、必要なライセンス数を決定する場合は、保護、モニタリング、又は監査対象のソースのプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (15) 以下のプログラムの場合は、クエリーが処理されるプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
  - Oracle ATG Web Commerce Search対象プログラムがインストールされた任意のサーバー上の特定のプロセッサ全てが、設定されたコンテンツ・ソースのインデックス・コンテンツのみを目的として使用される場合は、その特定のプロセッサは、カウントする必要はありません。

#### Processor (Technology プログラム用) :

対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働しているサーバー上の全てのプロセッサとして定義されます。Processor 単位の対象プログラムは、特定のサーバー1 台かつ 1 製品単位で使用権が付与されます。Processor 単位で使用権許諾された対象プログラムは、お客様の社内のユーザー (代理人や契約社員を含む) 及びお客様の (業務を遂行する) ために使用する第三者のユーザーにより、アクセス可能です。必要となるライセンスの数は、プロセッサのコアの総数に、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能な Oracle Processor Core Factor Table に記載されているプロセッサのコアの係数 (以下「コア係数」) を乗じて決定されます。使用権許諾された各対象プログラムのための全てのマルチコア・チップ上に搭載されているコアの総数は、当該プロセッサの適切なコア係数を乗じる前に合計するものとし、(係数を乗じた後に生じた) 端数は全て切り上げるものとします。ただし、( WebCenter Enterprise Capture Standard Edition, Java SE Support, Java SE Advanced 及び Java SE Suite を除く) 製品の名称の中に Standard Edition 2、Standard Edition One 又は Standard Edition を含む対象プログラムが使用権許諾される場合、プロセッサの数は、プロセッサが

搭載されたソケットの数に相当します。また、マルチチップ・モジュールの場合には、マルチチップ・モジュール上の各チップを、プロセッサが搭載された1つのソケットとしてカウントします。

例えば、対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバーが6コアを有し、コア係数が0.25のマルチコア・プロセッサの場合には、2プロセッサ分のライセンスが必要となります（6コア×0.25=1.50 小数点以下切り上げ：2プロセッサ）。別の例として、対象プログラムがインストール及び/又は稼働するサーバーが、Oracle Processor Core Factor Table で特に記載されていないハードウェア・プラットフォームにおけるマルチコア・プロセッサで10コアを有する場合には、10プロセッサ分のライセンスが必要となります（10コア×1.0=10：「All other multicore chips」の場合は10プロセッサと同等となります）。

\*これらの例は、Standard Edition One プログラム並びに Standard Edition プログラムには適用されません。

- (1) Oracle Healthcare Data Repository において、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server Enterprise Edition 及び Oracle Healthcare Transaction Base プログラム両方のプログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (2) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) 及び使用権許諾されたプログラム (以下のプログラム) が稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。上記の使用権に基づいて、別途使用権許諾された Oracle Database (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) がインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサにも、使用権許諾されたプログラムをインストールし及び/又は稼働させることができます。
  - ・ iSupport
  - ・ iStore
  - ・ Configurator
- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(以下のプログラムが) 管理または監視対象とするプログラムが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
  - ・ Configuration Management Pack for Applications
  - ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - ・ Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - ・ Management Pack for WebCenter Suite
- (4) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) マスクされたデータ又はデータ・サブセットが生成されるデータベース・サーバーに搭載されているプロセッサ及び (b) (GUI 又はコマンドライン経由で) マスキング又はサブセット操作を実行するデータベース・サーバーに搭載されているプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
  - ・ Data Masking and Subsetting Pack
- (5) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア及び/又はデータベース・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。
  - ・ Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - ・ Application Management Suite for PeopleSoft
  - ・ Application Management Suite for Siebel
  - ・ Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
  - ・ Application Management Pack for Utilities
  - ・ Application Management Pack for Taxation and Policy Management
- (6) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。
  - ・ Application Replay Pack
  - ・ Real User Experience Insight
- (7) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、対応するターゲット・データベースが稼働するサーバー上のプロセッサの総数のみをカウントしなければなりません。
  - ・ Informatica PowerCenter and PowerConnect Adapters
  - ・ Application Adapters for Warehouse Builder (PeopleSoft, Oracle E-Business Suite, Siebel, 及び SAP 向け)
- (8) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、データ変換プロセスが実行されるプロセッサのみカウントしなければなりません。
  - ・ Data Integrator Enterprise Edition
  - ・ Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applications
  - ・ Data Integrator and Application Adapter for Data Integration
  - ・ Application Adapters for Data Integration
- (9) In-Memory Database Cache において、必要なライセンス数を決定する場合は、In-Memory Database Cache プログラムの Times Ten In-Memory Database コンポーネントがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (10) Oracle GoldenGate において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するオラクル・データベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するオラクル・データベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (11) Oracle GoldenGate for Mainframe 及び Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するデータベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (12) Oracle GoldenGate for Non Oracle Database において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手する他社製データベースが稼働するプロセッサ及び、(b) お客様がデータを適用する他社製データベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (13) Oracle GoldenGate Application Adapters 及び Oracle GoldenGate for Big Data において、必要なライセンス数を決定する場合は、お客様がデータを入手する Oracle データベースもしくは他社製データベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。マルチソース・データベースにおいては、全てのソースに関する全てのプロセッサをカウントしなければなりません。
- (14) Audit Vault and Database Firewall において、必要なライセンス数を決定する場合は、保護、モニタリング、又は監査対象のソースのプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (15) 以下のプログラムの場合、クエリーが処理されるプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
  - ・ Oracle ATG Web Commerce Search対象プログラムがインストールされた任意のサーバー上の特定のプロセッサ全てが、設定されたコンテンツ・ソースのインデックス・コンテンツのみを目的として使用される場合は、その特定のプロセッサは、カウントする必要はありません。

**Project :**

オペレーションにおける、予定されたステージ・ゲート・プロセス計画として定義されます。

**Property :**

単一の物理的住所のあるロケーションとして定義されます。

以下のプログラムにおいて、各 Property 管理システム、各レストラン、及び各セールス・システムの店舗は、別個の Property としてカウントされる必要があります。

- Oracle Hospitality POS Gateway Provisioning Service for Merchant Link
- Oracle Hospitality POS Gateway Change Service for Merchant Link
- Oracle Hospitality POS Annual Support Subscription for Merchant Link

**500,000 Queries Per Day :**

午前 0 時から次の午前 0 時（例：1 日）までの間の本番の MDEX エンジンに対する 50 万件のクエリーとして定義されます。これには、テキスト検索、ファセットの変更（微調整）、結果の前ページ/次ページ（任意のテキスト・ボックス・クエリー、ファセット・セレクションにおける変更、表示結果の変更）が含まれますが、これらに限定されません。サービス妨害攻撃などの悪意により生成されたことが合理的に認められるクエリーは、使用権許諾されるクエリーとしてカウントされません。お客様は、対象プログラムを本番運用以外で使用することもでき、これらには開発テスト、品質保証テスト、性能テストを含みますが、これらに限定されません。

**\$M in Revenue :**

\$M 単位で、会計年度内に発生した費用や税金を差し引く前の総収入（営業外収入及び特別利益を含みます。ただし、評価益は除きます）として定義されます（\$1M=120 百万円）。

**\$M Revenue Under Management :**

\$M 単位で、対象プログラムを使用する製品ラインにおける、会計年度内に発生した費用や税金を差し引く前の総収入（営業外収入及び特別利益を含みます。ただし、評価益は除きます）として定義されます（\$1M=120 百万円）。

**Record :**

Customer Hub B2B は、Siebel Universal Customer Master B2B と Oracle Customer Data Hub の 2 つのコンポーネントが含まれるバンドル製品をいいます。Customer Hub B2B Application においては、Record は、Customer Hub B2B Application に格納される（Customer Hub B2B のコンポーネントに格納される）一意の顧客データベース・レコードの総数として定義されます。顧客データベース・レコードは、Siebel Universal Customer Master B2B 製品の「account（アカウント）」又は Oracle Customer Data Hub 製品の「organization（組織）」として格納される一意の法人レコード又は企業レコードをいいます。

Customer Hub B2C は、Siebel Universal Customer Master B2C と Oracle Customer Data Hub の 2 つのコンポーネントが含まれるバンドル製品をいいます。Customer Hub B2C Application においては、Record は、Customer Hub B2C Application に格納される（Customer Hub B2C のコンポーネントに格納される）一意の顧客データベース・レコードの総数として定義されます。顧客データベース・レコードは、Siebel Universal Customer Master 製品の「contact（連絡先）」又は Oracle Customer Data Hub 製品の「person（個人）」として登録される一意の顧客（自然人）をいいます。

Product Hub は、Siebel Universal Product Master と Oracle Product Information Management Data Hub の 2 つのコンポーネントが含まれるバンドル製品をいいます。Product Hub Application においては、Record は、Product Hub Application に格納される（Product Hub のコンポーネントに格納される）一意の製品データベース・レコードの総数として定義されます。製品データベース・レコードは、有効又は無効の状態 MTL\_SYSTEM\_ITEMS テーブルに格納される一意の製品コンポーネント又は在庫保管単位（Stock Keeping Unit ; SKU）をいいます。製品データベース・レコードは、いかなるインスタンス・アイテム（\*star アイテム）も組織割り当てされた同一品目も含みません。

Case Hub プログラムにおいては、Record は、Case Hub プログラムに格納される一意のケース・データベース・レコードの総数として定義されます。ケース・データベース・レコードは、有効又は無効の状態 S\_CASE テーブルに格納される、調査やサービスを必要とする一意の要請や案件をいいます。

Site Hub プログラムにおいては、Record は、Site Hub プログラムの RRS\_SITES\_B テーブルに格納される一意のサイト・データベース・レコードの総数として定義されます。サイト・データベース・レコードは、Site Hub プログラムに格納される一意のサイトです。例えば、不動産、建物又は建物の一部（店舗、店舗内のフランチャイズ/テナント、ATM 等）をいいます。

上記の対象プログラムに内在する Technology プログラムの権利及び制限に関しては、対象プログラムの使用権許諾において定められている前提条件をご参照ください。当該前提条件は <http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能な Application Licensing Table に記載されています。

Hyperion Data Relationship Management (DRM) プログラムにおいては、Record は、お客様が、このプログラムで管理しようとする、あらゆるビジネス・オブジェクトやマスターデータ構成の一意の事象として定義されます。Record は、通常はベース・メンバーと呼ばれるあらゆる企業の情報資産（コストセンター、勘定科目、法人、組織、製品、取引先、資産、所在地、地域及び従業員を含みますが、これらに限りません）で表現される場合があります。また、ベース・メンバーをまとめた、又は、ベース・メンバーを基盤とする階層的な情報を表現するサマリー・オブジェクト（通常はロールアップ・メンバーと呼ばれます）である場合もあります。Record は、一意の事象を表し、マスターデータ管理の目的に不可欠な場合がある重複データやシェアード・リファレンスは含みません。

Supplier Lifecycle Management 及び Supplier Hub プログラムにおいては、Record は、Supplier Lifecycle Management 及び Supplier Hub プログラムの AP\_SUPPLIERS テーブルに Supplier として格納される一意の法人レコード又は企業レコードとして定義されます。

Life Sciences Customer Hub プログラムにおいては、Record は、当該プログラムに格納される一意の顧客データベース・レコードの数として定義されます。顧客データベース・レコードは、Life Sciences Customer Hub プログラムに格納される一意の医師（自然人）のレコードをいいます。

**1000 Records :**

Data Quality for Data Integrator プログラム用の本番データ・フローから出力された 1000 のクレンジング・レコード（例：データベーステーブルの行）として定義されます。

**Registered User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Registered User は、ビジネス・パートナー及び/又は顧客に限られ、お客様の従業員は該当しません。

**250,000 Requests Per Day :**

本番のシステムに対する午前0時から次の午前0時(例:1日)までの間の25万リクエストとして定義されます。サービス妨害攻撃などの悪意により生成されたことが合理的に認められるリクエストは、使用権許諾されるリクエストとしてカウントされません。お客様は、対象プログラムを本番運用以外で使用することもでき、これらには開発テスト、品質保証テスト、性能テストを含みますが、これらに限定されません。

ATG Web Commerce プログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、本番のシステムにおける Web ブラウザによって、又は Web Service Call 経由で作成された Servlet pipeline 中の ATG DynamoHandler における全ての ATG pipeline のリクエスト (JSP page リクエスト、Ajax リクエスト、REST service リクエスト、SOAP service リクエスト、Native Mobile アプリケーション、リッチ・フロント・エンド・アプリケーションあるいは他の統合された外部システムによる Web Service Call を含みますが、これらに限定されません) を、カウントしなければなりません。

WebCenter Sites for Oracle ATG Web Commerce プログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、本番の WebCenter Sites 又は本番の WebCenter Sites Satellite Server プログラムのページ又はページ・フラグメントに対するリクエスト、JSP page リクエスト、REST service リクエスト、SOAP service リクエスト、あるいは、ブラウザ又は外部アプリケーションによる Web Service Call を、カウントしなければなりません。

Endeca Experience Manager プログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、本番の Assembler and Presentation API のリクエスト (Experience Manager のあらゆるページ・リクエスト、Search Engine (テキスト・ボックス・クエリー、ファセット・セレクションにおける選択又は変更) のあらゆる single submitted クエリー、アプリケーション (例: ATG Web Commerce) により要求されたページ、Web ブラウザによるダイレクト・リクエスト、Native Mobile アプリケーション、リッチ・フロント・エンド・アプリケーションあるいは他の統合された外部システムによる Web Service Call を含みますが、これらに限定されません) を、カウントしなければなりません。

**Retail Register :**

販売処理の全てを記録するように設計されたあらゆる機器として定義されます。

**Retail Store :**

顧客に製品やサービスを販売することで利益を創出することを目的に、2人以上の従業員を雇用しているあらゆるロケーションとして定義されます。

**Retail Wireless Device :**

対象プログラムにアクセスするための分離したデバイスとして定義されます。ワイヤレスデバイスの例としては、スキャナ、RF デバイス、PDA などを含みますが、これらに限りません。

**Revenue Center :**

ロケーション内で構成された論理的な(売上)報告として定義されます。例として、パーとルーム・サービスが別個のレポート及び構成となっているレストランには、3つの Revenue Center 使用権が必要です(1つはレストラン用、1つはバー用、1つはルーム・サービス用)。

**RosettaNet Partner Interface Processes® (PIPs®) :**

取引先間との業務プロセスとして定義されます。関連する E-Business Suite Application 向けの XML ベースで事前定義済のシステム間ダイアログが提供されます。事前定義済の各 PIP は、RosettaNet の用語を伴うビジネス・ドキュメント及びメッセージ・ダイアログ形式のビジネス・プロセスを含みます。

**Rule Set :**

特定の国のために最適化された Data Quality 機能を実現するため、その国のためのコンテンツにより構成されるデータ・ルールファイルとして定義されます。

**Server :**

対象プログラムがインストールされたコンピュータとして定義されます。1 Serverライセンスは、お客様に、使用権許諾された対象プログラムを、特定された1台のコンピュータ上で使用することを認めています。

Acme Packetプログラムにおいて、仮想環境のサーバーは、仮想マシンのイメージとして定義されます。

**Service Order Line :**

12ヶ月間に対象プログラムが処理するサービス受注明細行の総数として定義されます。個別のお客様のサービス受注や見積もりの一部として複数のサービス受注明細行の入力も可能です。お客様は、オラクルから追加の Service Order Line の使用権を取得せずに、任意の12ヶ月間内に使用権許諾された Service Order Line 数を超過して処理することはできません。

**1,000 Sites :**

12ヶ月の間に作成されたマルチサイト・クォートに加えられた1,000の固有のサイトとして定義されます。マルチサイト・クォートに追加されたサイトは、サイト特性ビュー及びマルチサイト・クォートの Billing Group ビューのレコードとして記録されます。サイト・レコードは、そのサービス・アカウントやサービス・ポイントのフィールドによってユニークに定義されます。12ヶ月の間に作成された複数のマルチサイト・クォートに追加されるシングル・サイト(サービス・アカウントやサービス・ポイント・フィールド・サイトによって定義されます)は、1度だけカウントされるものとします。

**Socket :**

1つ以上のコアの集合体として構成されるチップ(又はマルチ・チップ・モジュール)を格納するスロットとして定義されます。コアの数にかかわらず、各チップ(又はマルチ・チップ・モジュール)は、1つのソケットとしてカウントするものとします。対象プログラムがインストール及び/又は稼働している全ての占有ソケットに対し、使用権許諾を受ける必要があります。

**Oracle Solaris Premier Subscription for Non-Oracle Hardware per socket :**

注文書に特定される期間、Sun 又はオラクルにより製造されたものではない、ならびに Sun 又はオラクル向けに製造されたものではないハードウェア上の Oracle Solaris プログラム(以下に定義します)の使用権、及び(Oracle Solaris プログラムに限定された) Oracle Premier Support for Operating Systems services を受ける権利として定義されます。「Oracle Solaris プログラム」とは、Oracle Solaris Operating System 及び別途使用権許諾された第三者のテクノロジー(以下に定義します)をいいます。Oracle Solaris プログラムは、第三者のテクノロジーを含む場合があります。オラクルは、お客様に対し、当該第三者のテクノロジーに関するプログラムの対象ドキュメント、readme ファイル、又はインストール情報にて、このことを通知する場合があります。第三者のテクノロジーは、本契約の条件に基づいて許諾されるものと、本契約の条件によらず対象ドキュメント又は readme ファイル

に明記される場合、あるいは、インストール情報に表示される場合、別段の使用権許諾条件（以下「**第三者許諾条件**」といいます）に基づいて許諾されるもの（以下「**第三者許諾テクノロジー**」といいます）とがあります。第三者許諾条件に基づいて別途許諾された当該第三者のテクノロジーは、本契約により何らの制限も受けるものではありません。

Oracle Solaris プログラムは、Java SE の一部（以下「Java SE」といいます）となる別途使用権許諾されたコンポーネントを含むか、又は当該コンポーネントと共に頒布される場合があります。Java SE 及び関連する全てのコンポーネントは、本契約ではなく、Java SE プラットフォーム製品に対する Oracle Binary Code License Agreement の条件に基づいて、お客様に使用権許諾されます。Java SE プラットフォーム製品に対する Oracle Binary Code License Agreement は、www.oracle.com/contracts に明記されています。

定期使用サービス（サブスクリプション）は、オラクルにより認定され、http://www.oracle.com/webfolder/technetwork/hcl/index.html の Hardware Compatibility List（以下「**HCL**」といいます）に記載されているサーバーでのみ提供されます。お客様は、当該サーバーの各ソケット毎に、定期使用（サブスクリプション）ライセンスを入手しなければなりません。当該定期使用（サブスクリプション）の期間は、当該注文書に別段の定めのない限り、定期使用に関する注文書の発効日より開始します。お客様の注文が Oracle Store を通じてなされる場合、その効力発生日は、オラクルによりお客様の注文が受理された日となります。Oracle Premier Support for Operating System services は、当該定期使用（サブスクリプション）サービスが提供される時に有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づき提供されます。当該期間の終了時、お客様は、当該定期使用（サブスクリプション）に対する最新の対価の支払いをもって、お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新することができます（当該定期使用（サブスクリプション）サービスが利用可能な場合に限り）。お客様の注文が「1-4 socket server」である場合、4 ソケットを超えないサーバー上でのみ当該定期使用（サブスクリプション）を利用することができます。お客様の注文が「5+ socket server」である場合、いかなるソケットの数のサーバー上においても当該定期使用（サブスクリプション）を利用することができます。

**Store :**

一つの Point-of-Sale (POS) を使用して商品やサービスを販売している物理的な店舗ロケーションとして定義されます。物理的な店舗ロケーションに複数の POS システムがある場合、各 POS システムが 1 つのストアとしてカウントされる必要があります。

**Stream :**

テープ・ターゲット、ディスク・ターゲット若しくはクラウド・ターゲットへのコンカレント・バックアップ・ジョブ又はコンカレント・リストア・ジョブ、として定義されます。テープ・ターゲット（物理的なテープ・ドライブ（例：T10000D 若しくは LTO6）又は仮想テープ・ドライブをいいます）のために必要なライセンス数を決定する場合は、Oracle Secure Backup ドメイン内の構成された各テープ・ドライブをカウントしなければなりません。ディスク・ターゲットのために必要なライセンス数を決定する場合は、Oracle Secure Backup ディスク・プール毎の定義された各コンカレント・ジョブをカウントしなければなりません。Oracle Secure Backup Cloud Module を利用したクラウド・ベースのターゲットのために必要なライセンス数を決定する場合は、各パラレルな Recovery Manager (RMAN) チャンネルをカウントしなければなりません。

**Subscriber :**

以下のとおり定義されます。

- (a) 稼動している全ての固定電話番号
- (b) 無線通信及び呼び出しを目的として稼動している携帯電話やポケベル
- (c) ケーブル事業者により提供されている住宅や非住宅向け回線引き込み装置
- (d) 稼動中のユーティリティメーター（例：スマートメーター）

Subscriber の総数は、Subscriber の全タイプの合計値となります。お客様の事業が、前述の Subscriber の本来の定義に当てはまらない場合、Subscriber は、アンニュアルレポート、それに相当する会計又は各種報告書で SEC (=Securities and Exchange Commission: 証券取引委員会) に報告されている 1,000US\$ 単位でのお客様の年間総売上高として定義されます（\$1,000=12 万円）。

**Suite :**

対象ドキュメントに記載されている全ての機能別のソフトウェア・コンポーネントとして定義されます。

**Sun Ray Device :**

対象プログラムを表示するために利用される Sun Ray 端末装置として定義されます。

**System :**

単一構成の環境として定義されます。テスト、本番、及び開発構成は3つの別個の構成とみなされ、個別に使用権許諾される必要があります。

**Tape Drive :**

磁気テープ媒体から連続的にデータの記録、読み取り、復旧するために使用する装置として定義されます。Tape Drive は、単体の装置として設置されるか、自動テープ・ライブラリに内蔵されており、通常、データ保護やアーカイブ用途（これらの用途に限定されません）で使用されます。Tape Device の例には、Linear TapeOpen (LTO)、Digital Linear Tape (DLT)、Advanced Intelligent Tape (AIT)、Quarter-Inch Cartridge (QIC)、Digital Audio Tape (DAT)、及び 8mm HelicalScan が含まれますが、これらに限定されません。クラウド・バックアップにおいては、Recovery Manager (RMAN) のチャンネルの各パラレル・ストリームは、1 Tape Drive 相当としてカウントされます。

**Tape Library Slot :**

各スロットが単一のテープ・カートリッジに対応する、テープ・ライブラリ内部の物理的なスロットのロケーションとして定義されます。

**Technical Reference Manuals :**

Technical Reference Manuals（以下「TRM」といいます）は、オラクルの機密情報です。お客様は、TRM を、(a) 対象プログラムの導入、(b) 他のソフトウェア及びハードウェアによるシステムと対象プログラムとのインターフェース接続、及び (c) 対象プログラムの拡張機能の構築、を目的とした、お客様自身の内部データ処理操作のためにのみ使用するものとします。お客様は、他の目的のために、TRM を開示したり、使用したり、又は第三者に対し開示又は使用を許諾してはなりません。お客様は、TRM を、オラクルの製品と同一又は同等の機能を有するソフトウェアを開発するために使用してはなりません。

お客様は、以下について同意します。

- (a) TRM の機密性を保護するため、お客様がお客様自身のもっとも重要な機密情報に対する機密性を保護するための措置と最低限同等の措置か、又は機密性を保護するための合理的な程度の措置のいずれか厳しい措置を実施すること。
- (b) お客様の従業員や代理人との間で、オラクル等第三者の機密情報の機密性及びその財産権を保護するための契約を維持し、お客様の従業員や代理人に対し、TRM に対するこれらの要件を指導すること。
- (c) TRM の開示を、お客様の従業員や代理人であって、TRM が開示される目的に合致する "Need to Know" を有する者に制限すること。

(d) TRM をいつでもお客様の施設内にて保持すること。  
(e) TRM に付されている機密である旨の表示又は財産権の表示を削除又は破壊しないこと。  
オラクルは、TRM について一切の所有権及び財産権を留保します。TRM は、お客様に対し、いかなる種類の保証もなく「現状有姿」のまま提供されるものとします。本契約の終了により、お客様は該当する TRM の全ての複製物の使用を停止し、かつ返還又は廃棄しなければなりません。

**Telephone Number :**

対象プログラムを使用して、請求情報を管理並びに表示する一意の電話番号として定義されます。当該電話番号と関連づけられている個人口座保持者の数ではありません。

**Terabyte :**

storage filer で使用される 1 兆バイトのコンピュータの記録容量は、1 テラバイトとして定義されます。

**\$B in Total Assets :**

\$B 単位で、アニュアルレポート及び／又は規則で定められた報告書で開示され、公開情報又は社内閲覧可能となっている、最新の総資産額として定義されます (\$1B = 120 十億円)。

**Trainee :**

対象プログラムにより記録される従業員、契約社員、学生等として定義されます。

**Transaction :**

サービスレベルを算出する際に使用される可用性やパフォーマンス値を取得するために、Oracle Enterprise Manager によって記録され、アプリケーションの使用者が行う一連の処理として定義されます。例えば、login、search customer、log out の一連の処理をもって「1 Transaction」とします。

**1K Transactions :**

12 ヶ月間に対象プログラムを通じて処理される 1,000 件単位の一意的トランザクションとして定義されます。お客様は、オラクルから追加のトランザクションの使用権を取得せずに、任意の 12 ヶ月間内に使用権許諾されたトランザクション数を超過して処理することはできません。

Oracle Contact Center Anywhere の場合、一意のトランザクションとは以下のいずれかとして定義されます。

電話受信、電話発信（直通ダイアルコール、プレビュー・ダイヤリング、プレディクティブ・ダイヤリング、Web コールバック）、ワークグループ・ファックス、ワークグループ・メール／ボイス・メール、及びチャット・セッション（受信セッション／エージェントとの Web 対話）

JD Edwards World Purchase Card Management の場合、一意のトランザクションは、対象プログラムによる一処理毎の課金として定義されます。

**Transaction Services Client :**

販売トランザクションを記録するために外部ソースからデータを受信するために利用されるデバイスとして定義されます（例：コーヒーショップにあり、顧客がサンドイッチ注文を入力するために顧客によって使用される装置）。多重化のハードウェア又はソフトウェア（TP モニター、Web サーバー製品など）が使用されている場合、当該数は、多重化装置のフロント・エンド側で計算しなければなりません。

Oracle Hospitality Symphony Transaction Services Program において、Property 又は Revenue Center 設定を外部デバイスに送信するのに利用されるデバイスは、Transaction Services Clients としてカウントされる必要があります。例えば、デジタル・サイネージ・プロバイダーがメニュー項目の情報（例：価格、名前等）をカウンター後部のメニュー・ボードに表示したい場合、かつメニュー・ボード・システムでは、購入可能なメニュー項目と価格のリストがデバイスに表示されている必要がある場合、そのデバイスは Transaction Services Client として使用権許諾される必要があります。

**UPK Developer :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。UPK Developer は、シミュレーション及びドキュメントを作成、変更、閲覧並びにそれらを相互に情報共有することが可能です。

**UPK Module :**

対象ドキュメントに記載されている機能別のソフトウェア・コンポーネントとして定義されます。

**Video Wrapper :**

各サイトごとにインストールされているビデオアセット用のファイル・システムとして動作する、標準化されたコンテナとして定義されます。Video Wrapper の例としては、GXF、MXF、OP1A、AVI、Quicktime 及び LXF を含みます。

**Wireless handset :**

通信事業者により提供され、無線音声通信及びデータ通信を主要な機能として有する、携帯電話、PDA、ポケットベル等のモバイル通信装置として定義されます。

**Workstation :**

対象プログラムがインストールされるコンピュータにかかわらず、対象プログラムにアクセスするクライアント・コンピュータとして定義されます。

## 2.期間指定ライセンス

お客様のプログラムの使用権に期間の定めがない場合、当該プログラムの使用権は無期限であり、本契約の別段の定めに基づいて終了する場合を除き、継続されるものとします。

**1, 2, 3, 4, 5 Year Terms :**

1 (2、3、4 又は 5) Year Term と明記されているプログラムの使用権は、注文の発効日に開始し、明記された期間迄継続するものとします。明記された期間が満了した時点で、当該プログラムの使用権は終了するものとします。

**1 Year Subscription :**

1 Year Subscription と明記されているプログラムの使用権は、注文の発効日に開始し、1 年間継続するものとします。1 年が経過した時点で、当該プログラムの使用権は終了するものとします。



### 3.Oracle Technology Programs 及び Oracle Business Intelligence Applications のライセンス規則

#### フェイルオーバー：

次の条件に従い、<http://www.oracle.com/us/corporate/pricing/price-lists/index.html>にてアクセス可能な US Oracle Technology Price List に記載されている対象プログラムにおけるお客様のライセンスには、フェイルオーバー環境で使用権許諾を受けていない待機系コンピュータ上において、暦年（1月1日から12月31日まで）の任意の10日間を上限として稼働させる権利が含まれます。（例：待機系コンピュータが火曜日に2時間稼働、金曜日に3時間稼働した場合は、2日としてカウントします）上記の権利は、複数のコンピュータがクラスタ構成になっており、かつそれらのコンピュータがひとつのディスク・アレイを共有している場合にのみ適用されます。本番ノードに不具合が生じた時、フェイルオーバー・ノードが本番ノードとして機能します。本番ノードが復旧した場合、お客様は、本番ノードに切り替えなければなりません。フェイルオーバーの期間が10日を超えた場合、そのフェイルオーバー・ノードは使用権許諾が必要となります。また、複数のノードがフェイルオーバーとして構成されていたとしても、クラスタ環境毎に1つのフェイルオーバー・ノードのみが、延べ10日間を上限として、無償となります。メンテナンス目的での休止時間も、延べ10日間の制限に算入されます。フェイルオーバー環境にオプションの使用権を許諾する場合、当該オプションは関連するデータベースのライセンスの数と一致していなければなりません。また、Named User Plusにより使用権が許諾される場合、1つのフェイルオーバー・ノードについてのみ、最少ユーザー数の適用は免除されます。本項で付与された権利を超えて使用する場合には、別途使用権許諾を受けなければなりません。フェイルオーバー環境において、任意のクラスタ構成にて使用権が許諾される場合、本番ノード及びフェイルオーバー・ノードで同一の価格単位を使用しなければなりません。

#### Testing：

物理的なバックアップ・コピーのテストを行う目的において、Oracle Database (Enterprise Edition、Standard Edition 又は、Standard Edition One) のお客様のライセンスには、暦年で、任意の4回を上限として、1回のテストあたり2日を超えない範囲で、使用権許諾を受けていないコンピュータ上で当該 Database を稼働させる権利を含むものとします。当該権利は、リモート・ミラーリング等の対象プログラムのバイナリ・ファイルが複製又は同期されるようなその他一切のデータ・リカバリ方法を対象とするものではありません。

#### お客様は次の制限に違反しないことを保証する責任を負うものとします：

- Oracle Database Standard Edition 2は、最大搭載可能プロセッサ数が2ソケットのサーバーに対してのみ、使用権許諾されます。Oracle Real Application Clustersと共に使用する場合、Oracle Database Standard Edition 2は、最大で2台の1ソケットサーバーに対してのみ、使用権許諾されます。さらに、お客様のOracleライセンス契約のいかなる条項にも関わらず、各Oracle Database Standard Edition 2データベースは、常時最大16CPUスレッドを使用することができます。Oracle Real Application Clustersと共に使用する場合、各Oracle Database Standard Edition 2データベースは、常時1インスタンスあたり最大8CPUスレッドを使用することができます。お客様がNamed User Plus (NUP) ライセンスを注文する場合、お客様は、サーバー毎に最少でも10NUPを維持する必要があります。
- お客様がOracle Database Programをライセンスする場合、お客様はそのプログラムに含まれる、又は作成されるデータ形式のリバース・エンジニアリング（ただし相互運用性検証のため法律で認められている場合を除きます）、逆アセンブリまたは逆コンパイルを発生させたり、許可したりしてはなりません。前述には、そのプログラムに含まれる又は作成されるコード、データ構造、ファイル形式又はメモリ形式のリバース・エンジニアリング、あるいはそのプログラム又はデータ形式のリバース・エンジニアリングに由来するツール又は製品の使用の禁止も含まれます。
- WebLogic Server Standard Editionには、WebLogic Server Clusteringは含まれません。
- Business Intelligence Standard Edition Oneは、最大搭載可能プロセッサのソケット数が2ソケットを稼働させる能力を有するサーバーに対してのみ、使用権許諾されます。BI Server及びBI Publisherのデータソースは、付属するOracle Standard Edition One、その他一つのデータベース、及びCSVやXLS等のあらゆるプラットフォーム・ファイルに限定されます。お客様は、あらゆるデータソースからデータを抽出するために、Oracle Warehouse Builder Core ETLを使用することができますが、ターゲット・データベースは、付属するOracle Standard Edition One以外を使用することはできません。
- Informatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersは、スタンドアローン、又はスタンドアローンのETLツールとして使用することはできません。Informatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersは、(1) Oracle Business Intelligence Applications プログラム (Hyperion Enterprise Performance Management Applicationsを除きます)、(2) Oracle Business Intelligence Suite Extended Editionプログラム、Oracle Business Intelligence Standard Edition One、又は当該Business Intelligence Applications プログラムに関連するコンポーネントが稼働しているプラットフォーム、又は(3) 前述のデータソースのためのステージング・データベース、がターゲットであることを条件として、あらゆるデータソースと共にこれを使用することができます。Informatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersは、Oracle Business Intelligence Applications プログラム (Hyperion Enterprise Performance Management Applicationsを除く) がソースであり、Oracle Business Intelligence Applicationsではないプログラムが対象である場合でも使用できます。ただし、ユーザーがInformatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersをデータの転送のために使用しないことを条件とします。
- Java SE Advanced及びJava SE Suiteのプログラムについて、お客様は、いかなる方法であれ「java」、「javax」、「sun」又は「oracle」あるいはこれらの命名方法のバリエーションとみなしうるクラス、インターフェース、又はサブパッケージの作成、修正又は動作の変更をすることはできず、又お客様の顧客に対し、作成、修正又は動作の変更を行うことを許諾してはなりません。これらの対象プログラムのインストール及び自動アップデートプロセスは、オラクル又はオラクルのサービス・プロバイダーに対し、当該プロセスに関する少量の限定的なデータを、オラクルがそれを理解し最適化するために送信します。オラクルは、当該データを、個人を特定できる情報と結び付けることはありません。オラクルが収集した当該データに関する情報の詳細は、<http://oracle.com/contracts>において閲覧することができます。著作権に関するその他の注意事項、及び対象プログラムの一部に適用される使用権許諾のその他の条件は、<http://oracle.com/contracts>に規定されています。
- 対象プログラムの名称に「for Oracle Applications」が付くものは、使用制限付プログラムです。これらの使用制限付プログラムは、以下の名称が付いた「適格な」Oracle Application プログラムと共にのみ、使用することができます。
  - Oracle Fusion
  - Oracle Communications\*
  - Oracle Documaker
  - Oracle Endeca\*
  - Oracle Knowledge
  - Oracle Media
  - Oracle Retail\*
  - Oracle Enterprise Taxation\*
  - Oracle Tax
  - Oracle Utilities\*
  - Oracle Financial Services\*
  - Oracle FLEXCUBE
  - Oracle Reveleus
  - Oracle Mantas
  - Oracle Healthcare\*

- Oracle Health Sciences
- Oracle Argus
- Oracle Legal
- Oracle Insurance
- Oracle Primavera
- Oracle Hospitality
- Oracle XBRi
- Oracle Relate

上記にて指定されている名称のうち「\*」が付いているものは、該当する全ての対象プログラムが、「for Oracle Applications」の名称を有する使用制限付プログラムと共に使用できるわけではありません。上記「\*」が付いているプログラムで「for Oracle Applications」の名称を有する使用制限付プログラムと共に使用できないプログラムのリストについては、Applications Licensing Tableをご確認ください。Application Licensing Tableには、<http://oracle.com/contracts>よりアクセス可能です。上記の定めに関わらず、Oracle Business Intelligence Suite Extended Edition for Oracle Applicationsは、その先頭に「Oracle Fusion Human Capital Management」の名称が付いた「適格な」Oracle Applicationプログラムと共にのみ、使用することができるものとします。ただし、Oracle Fusion Human Capital Managementプログラムが、データベース・インスタンスに対して実行されるように設定された唯一のプログラムであることを条件として、Oracle Business Intelligence Suite Foundation Edition for Oracle Applicationsは、以下のプログラムとともに使用することもできます。

- Oracle Product Information Management Analytics
- Fusion Edition
- Oracle Customer Data Management Analytics
- Fusion Edition
- Oracle Product Lifecycle Analytics

Oracle Business Intelligence Suite Foundation Edition for Oracle Applicationsは、Oracle Fusion Applicationが唯一のデータソースであることを条件として、以下のプログラムとともに使用することもできます。

- Oracle Sales Analytics, Fusion Edition
- Oracle Partner Analytics, Fusion Edition
- Oracle Supply Chain and Order Management Analytics
- Oracle Financial Analytics, Fusion Edition
- Oracle Procurement and Spend Analytics, Fusion Edition
- Oracle Human Resources Analytics, Fusion Edition
- Oracle Project Analytics

上記以外のその他のOracle Applicationプログラム又は第三者のアプリケーションが、「for Oracle Applications」の名称を有する使用制限付プログラムを使用することはできません。

- Oracle BPEL Process Management Option for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム上で、ビジネス・プロセス、ワークフロー・インタラクション及び承認処理を可能にするためにのみ、使用することができます。適格な対象プログラムと、上記以外のその他Oracle Applicationプログラム又は第三者のアプリケーションとの間のワークフロー・インタラクションは、適格な対象プログラム上で利用可能な場合／起動している場合に限り、許諾されます。BPELにて定義されるビジネス・プロセスは、ビジネス・プロセスの内部から呼び出されるサービスの少なくとも1つが、(Web Servicesを介して) 直接に又はアダプターを経由して、適格な対象プログラムにアクセスする場合に限り、許諾されます。
- Oracle Business Intelligence Suite Foundation Edition for Oracle Applicationsは、以下のいずれかの場合において、トランザクション・データベース、データウェアハウス、又はEssbase OLAP キューブに対するクエリー、レポートング及び分析を行うためにのみ、使用することができます。
  - トランザクション・データベースが、適格な対象プログラムのトランザクション・データベースそれ自身が、又は当該トランザクション・データベースの全部又は一部の完全な抜粋であって、変換がなされていない場合（適格な対象プログラムではないトランザクション・データベースに対するクエリー、レポートング及び分析の場合、Oracle Business Intelligence Suite Foundation Editionのフルユース・ライセンスが必要です）
  - データウェアハウスが、適格な対象プログラムに予め付属しているデータウェアハウスであって、当該対象プログラムに必要なカスタマイズがされており、かつ当該対象プログラムのソースのみに制限されている場合（予め付属しているデータウェアハウスがサポートしていないソース・システムより得られる当該データウェアハウスのエクステンション（拡張機能）に対するクエリー、レポートング及び分析を行うためには、Oracle Business Intelligence Suite Foundation Editionのフルユース・ライセンスが必要です）
  - 各Essbase OLAP キューブのディメンションが、適格な対象プログラムから作成されている場合
- Oracle WebLogic Suite for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラムのための組込ランタイムとしてのみ、又は適格な対象プログラムのためのカスタマイズ機能を実装するためにのみ、使用することができます。WebLogic global datasource、又はWebLogic Application data sourcesの1つは、適格な対象プログラムのスキーマへのアクセスのため、必ず設定を行わなければなりません。
- Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applicationsは、Oracleによって提供されたデータ・インテグレーション・ジョブと共にのみ使用でき、そのジョブをカスタマイズすることができます。誤解を避けるため、使用することが許されない場合の例として、以下を含みますがこれに限らないものとします。
  - 異なるアプリケーション、新しいスキーマ、又は以前までサポートされていなかったアプリケーション・モジュールをサポートする新しいジョブを追加すること。
- Oracle SOA Suite for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム上で、インテグレーション、ビジネス・プロセス、ワークフロー・インタラクション及び承認処理を可能にするためにのみ、使用することができます。適格な対象プログラムと、上記以外のその他適格でない対象プログラム又は第三者のアプリケーションとの間のワークフロー・インタラクションは、適格な対象プログラム上で起動している場合／終了する場合に限り許諾されます。SOAコンポジット（Rules、Mediator、XSLT transforms、BPEL processes、Spring components、Workflow services、及びOWSM security policyを含むがこれらに限られません）の使用は、各コンポジットの内部から呼び出されるサービスの少なくとも1つが、(Web Servicesを介して) 直接に又はアダプターを経由して、適格な対象プログラムにアクセスし、その呼び出しが適切なOracle Applications内で開始又は終了されるフローの一部である場合に限り許諾されます。Oracle Service Bus (OSB)の使用は、呼び出される各サービスが、(Web Servicesを介して) 直接に又はアダプターを経由して、適格な対象プログラムにアクセスする場合に限り許諾されます。
- Oracle WebCenter Portal for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム及びカスタム・プログラム（以下総称して「適格対象プログラム」といいます）を表示するためにのみ、使用することができます。オラクルのその他の対象プログラムを含め、第三者のアプリケーションを表示させるには、Oracle WebCenter Portalのライセンスが必要です。複数の適格対象プログラムを1つのポータル・インスタンスに表示させることができますが、Oracle WebCenter Portal for Oracle Applicationsのライセンスが、当該ポータルに表示されるそれぞれの適格対象プログラムに対して付与されていることをその条件とします。適格対象プログラムとWebCenter Portal コンポーネントとの間のカスタム・ワークフローや通知を構築すると同様に、WebCenter Portal for Oracle Applicationsは、様々なWebCenterサービス（Wiki、ブログ、ディスカッション、等）を、アプリケーション・コンテキストに統合するために使用することができます。Oracle WebCenter Portal for Oracle Applicationsのコンテンツ・マネジメント機能は、適格対象プログラムによらずに作成されたドキュメントを格納及び管理するために使用することができますが、当該ドキュメントが適格対象プログラム又はアプリケーション・コンテキストに関連するものであることをその条件とします。

14. Oracle WebCenter Imaging for Oracle Applications は、イメージング・サーチを修正し、プリ・パッケージ化されたイメージング・アプリケーションのドキュメント・タイプを修正し、及びイメージング・アプリケーションに対するインプット・マッピングを修正するために使用することができます。Oracle WebCenter Imaging for Oracle Applicationsは、オラクルのアプリケーション・ワークフローからWeb Service Application programming Interface (API) を起動するために使用することができます。Oracle WebCenter Imaging for Oracle Applicationsのライセンスは、プリ・パッケージ化された対象プログラムの統合に関連性のないイメージを管理する新しいドキュメント・タイプを定義するため、カスタム・ワークフローを開発するため、及びカスタム・ワークフロー又はカスタム・アプリケーションの統合APIを起動するため、に必要となります。
15. Oracle Identity and Access Management Suite Plus for Oracle Applicationsは、適切な対象プログラム上で、及び当該対象プログラムのユーザーに対する関連アクションを実行するためにのみ、使用することができます。本プログラムは、以下を実行するために使用することができます。
- (i) 適切な対象プログラムにおけるユーザー・アイデンティティとロールの追加、削除、修正、及び管理
  - (ii) 適切な対象プログラムに対するWebアクセス管理及びシングル・サインオンの提供
  - (iii) 適切な対象プログラムにおけるユーザー・アイデンティティ及びユーザー・アイデンティティに関連する情報、あるいは認証・認可ポリシーのためのデータ・ストレージ、あるいはデータ・ストレージの仮想化の提供
  - (iv) 適切な対象プログラムに対するフェデレーテッド・シングル・サインオンの提供
16. Oracle Coherence Enterprise Edition for Oracle Applicationsは、適切な対象プログラムのコンポーネントとして、同一のJava仮想マシンにおいてのみ使用することができます。
17. Oracle GoldenGate for Oracle Applicationsは、オラクルによって提供されたインテグレーション・ジョブと共にのみ使用でき、以下の条件を満たす場合のみ、オラクルによって提供された当該インテグレーション・ジョブをカスタマイズすることができます。(i) ソース・アプリケーション若しくはターゲット・アプリケーションのカスタマイズに必要な場合、又は(ii) GoldenGateの構成の性能調整に必要な場合。Oracle GoldenGate for Oracle Applicationsは、(i) オラクル以外のデータベースへのデータ複製、(ii) 他のオラクル・アプリケーション、又は(iii) あらゆるタイプのデータ・インテグレーションや複製を目的として使用される第三者のアプリケーション、には使用できません。誤解を避けるため、使用することが許されない場合の他の例として、以下を含みますがこれに限らないものとします。
- ・ オラクル以外のデータベース (MySQLを含みます) にデータを複製すること。
  - ・ 新しいソース・スキーマ又はターゲット・スキーマを追加すること。
  - ・ 以前までサポートされていなかったアプリケーション・モジュールをソース・スキーマ又はターゲット・スキーマに追加すること。
  - ・ その他の複製トポロジをサポートすること (例: アクティブ-アクティブ、マルチマスター)。
  - ・ オラクルが提供していないものを追加すること。
18. Hyperionプログラムのオプション・ライセンスの数は、関連するHyperionプログラムのライセンスの数と一致していなければなりません。
19. Hyperion Planning Plus プログラムのライセンスは、Oracle Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、及びHyperion Web Analysisの各プログラムの制限付ライセンスを含みます。上記これらの制限付ライセンスは、Oracle Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、及びHyperion Web Analysisの各プログラムが、Hyperion Planning Plus プログラムのデータにアクセスするためにのみ使用できることを意味します。Oracle Data Integrator for Oracle Business Intelligence プログラムは、対象となるデータベースがHyperion Planning Plusプログラムである場合をその条件とし、あらゆるデータソースからデータを読み込むために使用することができます。特に、Oracle Essbase Plus プログラムは、Hyperion Planning Plusプログラムにより使用されるデータを含まないEssbase cubeを作成することはできず、また、Oracle Essbase Plus プログラムのAggregate Storage Optionコンポーネントを使用できません。
20. Hyperion Profitability and Cost Management プログラムのライセンスは、Oracle Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、Hyperion Web Analysis及びOracle Data Integrator for Business Intelligenceの各プログラムの制限付ライセンスを含みます。これら上記の制限付ライセンスは、Oracle Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、Hyperion Web Analysis及びOracle Data Integrator for Business Intelligenceの各プログラムが、Hyperion Profitability and Cost Management プログラムのデータにアクセスするためにのみ使用できることを意味します。特に、Oracle Essbase Plus プログラムは、Hyperion Profitability and Cost Management プログラムにより使用されるデータを含まないEssbase cubeを作成することはできず、また、Oracle Essbase Plus プログラムのAggregate Storage Optionコンポーネントを使用できません。

お客様が、以下に記載する対象プログラムのNamed User Plusライセンスを購入した場合、お客様は以下の最少及び最大ユーザー数を維持しなければなりません。

Program	Named User Plus Minimum
Oracle Database Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
NoSQL Database Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
Times Ten In-Memory Database	25 Named Users Plus per Processor
Rdb Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
CODASYL DBMS	25 Named Users Plus per Processor
Data Integrator Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Non Oracle Database	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Mainframe	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate Veridata	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Teradata Replication Services	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Big Data	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate Foundation Suite	25 Named Users Plus per Processor
Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applications	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Oracle Applications	25 Named Users Plus per Processor
Endeca Discovery Foundation for Oracle Applications	25 Named Users Plus per Processor
Java SE Advanced	10 Named Users Plus per Processor
Java SE Suite	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Server Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Server Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Suite	10 Named Users Plus per Processor
Web Tier	10 Named Users Plus per Processor
Coherence Standard Edition One	10 Named Users Plus per Processor
Coherence Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor
Coherence Grid Edition	10 Named Users Plus per Processor
TopLink and Application Development Framework	10 Named Users Plus per Processor
GlassFish Server	10 Named Users Plus per Processor

Program	Named User Plus Minimum
Internet Application Server Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor*
Internet Application Server Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor*
API Gateway	10 Named Users Plus per Processor
BPEL Process Manager	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Integration	10 Named Users Plus per Processor
Service Registry	10 Named Users Plus per Processor
Enterprise Repository	10 Named Users Plus per Processor
Forms and Reports	10 Named Users Plus per Processor
Managed File Transfer	10 Named Users Plus per Processor
Tuxedo	10 Named Users Plus per Processor
Event Processing	10 Named Users Plus per Processor
SOA Suite for Non Oracle Middleware	10 Named Users Plus per Processor
Unified Business Process Management Suite for Non Oracle Middleware	10 Named Users Plus per Processor
Business Process Management Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
Application Adapters	10 Named Users Plus per Processor
Oracle E-Business Suite Adapter	10 Named Users Plus per Processor
Integration Adapter for SAP R/3	10 Named Users Plus per Processor
Integration Adapter for JD Edwards World	10 Named Users Plus per Processor
Integration Adapter for Siebel	10 Named Users Plus per Processor
Cloud Adapters	10 Named Users Plus per Processor
B2B for RosettaNet	10 Named Users Plus per Processor
B2B for EDI	10 Named Users Plus per Processor
Healthcare Adapter	10 Named Users Plus per Processor
B2B for ebXML	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Suite Plus	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Portal	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Content	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Sites	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Sites Satellite Server	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Universal Content Management	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Imaging	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Forms Recognition	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Enterprise Capture	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Distributed Capture	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Real-Time Collaboration	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Sites Mobile Option	10 Named Users Plus per Processor
Enterprise Identity Services Suite	10 Named Users Plus per Processor
Identity Governance Suite	10 Named Users Plus per Processor
Access Management Suite Plus	10 Named Users Plus per Processor
Entitlements Server	10 Named Users Plus per Processor
Entitlements Server Security Module	10 Named Users Plus per Processor
Beehive Enterprise Collaboration Server	10 Named Users Plus per Processor

\*対象プログラムあたり最大1ユーザーが使用できる1プロセッサのコンピュータに、対象プログラムがインストールされている場合、Named User Plusの最少ユーザー数は適用されません。

Program	Named User Plus Maximum
Personal Edition	1 Named User Plus per database
Business Intelligence Standard Edition One	50 Named Users Plus

Named User Plus単位で使用権許諾されている場合、以下のA欄に記載される対象プログラムのライセンス数は、B欄に記載される関連プログラムのライセンス数と一致しなければなりません。Named User Plusの使用権を最少数で購入した場合、そのライセンス数は、個々の対象プログラムの使用権が許諾された時々のCore Factorの変更により一致しない場合があります。プロセッサ単位で使用権許諾されている場合、以下のA欄に記載される対象プログラムのライセンス数は、B欄に記載される関連プログラムのライセンス数と一致しなければなりません。対象プログラムが異なる時期に使用権許諾された場合、ライセンス数は、個々の対象プログラムの使用権が許諾された時々のCore Factorの変更により一致しない場合があります。この場合、以下のA欄に記載される対象プログラムについて使用権許諾されているプロセッサ数を決定するために使用するコアの数は、B欄に記載される関連プログラムが使用権許諾されているプロセッサ数を決定するために使用するコアの数と一致しなければなりません。関連プログラムとは、A欄の対象プログラムと併せて使用されているプログラムをいいます。

A 欄	B 欄
<b>Database Enterprise Edition Options*</b> - Multitenant, Real Application Clusters, Real Application Clusters One Node, Partitioning, OLAP, Spatial and Graph, Advanced Security, Label Security, Database Vault, Active Data Guard, Real Application Testing, Advanced Compression, Advanced Analytics, Database In-Memory, Retail Data Model, Communications Data Model, Airlines Data Model, Utilities Data Model  <b>Database Enterprise Management*</b> - Diagnostics Pack, Tuning Pack, Database Lifecycle Management Pack, Cloud Management Pack for Oracle Database	Oracle Database Enterprise Edition
<b>RDB Server Options*</b> - TRACE	Rdb Enterprise Edition, CODASYL DBMS

A 欄	B 欄
<b>WebLogic Suite Options**</b> - BPEL Process Manager Option, Service Bus, SOA Suite for Oracle Middleware, Unified Business Process Management Suite, WebLogic Coherence Grid Edition Option	WebLogic Suite
<b>WebLogic Server Enterprise Edition and WebLogic Suite Options**</b> - WebLogic Server Multitenant, WebLogic Server Continuous Availability	Associated application server Program being managed by the Program in Column A.
<b>SOA Suite for Oracle Middleware Options**</b> - Integration Continuous Availability	SOA Suite for Oracle Middleware
<b>Application Server Enterprise Management***</b> - WebLogic Server Management Pack Enterprise Edition, SOA Management Pack Enterprise Edition, Cloud Management Pack for Oracle Fusion Middleware, Management Pack for Oracle Data Integrator	Associated application server program being managed by the program in Column A.
Management Pack for Oracle Coherence**	Coherence Enterprise Edition, Coherence Grid Edition
Management Pack for Oracle GoldenGate*	GoldenGate, GoldenGate for Non Oracle Database, GoldenGate for Mainframe
GoldenGate Foundation Suite	Oracle GoldenGate, Oracle GoldenGate for Non Oracle Database, GoldenGate for Mainframe licenses
Tuxedo Advanced Performance Pack**	Tuxedo
<b>Business Intelligence Server Enterprise Edition Options</b> - Interactive Dashboard, Delivers, Answers, Office Plug-in, Reporting and Publishing	Business Intelligence Server Enterprise Edition
<b>Business Intelligence Suite Enterprise Edition Plus Option</b> - Business Intelligence Management Pack	Business Intelligence Suite Enterprise Edition Plus
<b>Beehive Platform Options</b> - Beehive Messaging, Beehive Team Collaboration, Beehive Synchronous Collaboration, Beehive Voicemail	Beehive Platform
Management Pack for Oracle Data Integrator	Data Integrator Enterprise Edition, Data Integrator and Application Adapter for Data Integration, or Oracle Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applications
<b>Hyperion Financial Data Quality Management Options</b> - Hyperion Financial Data Quality Management Adapter for Financial Management, Hyperion Financial Data Quality Management Adapter Suite, Hyperion Financial Data Quality Management Adapter for SAP	Hyperion Financial Data Quality Management
<b>Hyperion Financial Data Quality Management for Hyperion Enterprise Option</b> - Hyperion Financial Data Quality Management - Enterprise Edition Adapter for Financial Management, Hyperion Financial Data Quality Management - Enterprise Edition Adapter Suite, Hyperion Financial Data Quality Management - Enterprise Edition ERP Source Adapter for SAP	Hyperion Financial Data Quality Management for Hyperion Enterprise

\* Named User Plus単位で使用権許諾されている場合、お客様は、少なくとも、各関連プログラムにつき、プロセッサあたり25Named User Plusを維持しなければなりません。

\*\* Named User Plus単位で使用権許諾されている場合、お客様は、少なくとも、各関連プログラムにつき、プロセッサあたり10Named User Plusを維持しなければなりません。

#### 4. Applications のライセンス規則

1. お客様は、Application Licensing Table に記載されている Application プログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Table には、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能です。

#### 5. ATG Applications のライセンス規則

- Oracle ATG Web Commerce Business Intelligence プログラム、及びOracle ATG Web Commerce Business Intelligence Administratorプログラムは、Oracle ATG Web Commerceプログラム及び/又はOracle ATG Web Knowledge Managerプログラムのいずれかのみと併せて使用することができます。ただし、追加情報が、既にOracle ATG Web Commerceプログラム又はOracle ATG Knowledge Managerプログラムに含まれている情報を補完する場合は、お客様は、その他の情報を含めるためにデータ・モデルを拡張することができます。
- Cognos BI Consumer Bundleは、Oracle ATG Web Commerce Business Intelligence プログラムに含まれており、以下のもので構成されます。
  - 不特定参照者向けの2プロセッサ及び総コア数4を超えないReporting Engine (1ライセンス)
  - 不特定レポート参照者シート・ライセンス (無制限)
  - Named BI Web Administratorシート・ライセンス及びNamed BI Professional Report Authorシート・ライセンス (各1ライセンス)
追加のシート・ライセンスは、Oracle ATG Web Commerce BI Administrator シート・ライセンスを追加費用にて購入することによって個別に使用権許諾されるものとし、Enterprise-Wide又はそれに類するライセンスには含まれないものとします。

#### 6. DIVA プログラムのライセンス規則

**フェイルオーバー**：下記に示す条件に従って、以下に記載されている対象プログラムにおけるお客様のライセンスには、フェイルオーバー環境で使用権許諾を受けていない待機系コンピュータ上において、暦年（1月1日から12月31日まで）の任意の10日間を上限として稼働させる権利が含まれます。（例：待機系コンピュータが火曜日に2時間稼働、金曜日に3時間稼働した場合は、2日としてカウントします。）

- ・ Oracle DIVA Programs (Oracle DIVArchive Manager、Oracle DIVArchive Avid Connectivity、Oracle DIVArchive Application Filtering、Oracle DIVArchive Storage Plan Manager、Oracle DIVArchive Export / Import、及び Oracle DIVArchive Automatic Data Migration)

上記の権利は、複数のマシンがディスク・キャッシュ又はテープ・ライブラリ（例：マシンがクラスタ環境になく、マシンがディスク・アレイまたはテープ・ライブラリを共有する）に接続されている場合にのみ適用されます。本番ノードに不具合が生じた時、フェイルオーバー・ノードが本番ノードとして機能します。本番ノードが復旧した場合、お客様は、本番ノードに切り替えなければなりません。フェイルオーバーの期間が10日を超えた場合、そのフェイルオーバー・ノードは使用権許諾が必要となります。メンテナンス目的での休止時間も、延べ10日間の制限に算入されます。本項で付与された権利を超えて使用する場合には、別途使用権許諾を受けなければなりません。

#### 7.JD Edwards Applications のライセンス規則

1. Foundationプログラムには、開発基盤の環境／ツールキットが含まれます。開発基盤の環境／ツールキットの機能を用いて開発した全てのソフトウェアが本契約の条件に基づくことを、お客様は理解し承諾します。対象プログラムに含まれる開発ツールを利用してお客様が作成したコンピュータ・プログラムによって発生した損害（妥当な弁護士費用を含みますが、この限りではありません）について第三者からいかなる賠償請求があった場合にも、お客様はオラクルを防御するとともに補償を行うものとします。**対象プログラムに含まれる開発ツールが、お客様の希望する特性や仕様を持つコンピュータ・プログラムを生成すること、並びにそのように生成されたコンピュータ・プログラムにエラーがないことについて、オラクルはいかなる保証もいたしません。**

#### 8.Oracle E-Business Suite Applications のライセンス規則

1. Applications NLS Supplement Media Packに含まれている製品の一部のみが翻訳されています。既にテクニカル・サポートをご利用のお客様は、どの製品がサポート対象言語に翻訳されているか My Oracle Support で情報をご確認いただけます (<https://support.oracle.com>)。新規のお客様又はテクニカル・サポートをご利用でないお客様は、オラクル担当営業までお問い合わせください。
2. オプションの Activity Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
3. オプションの Field Service Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
4. オプションの Marketing Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
5. オプションの Sales Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
6. オプションの Service Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
7. オプションの Activity Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
8. オプションの Field Service Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
9. オプションの Marketing Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
10. オプションの Privacy Management Policy Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
11. オプションの Sales Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
12. オプションの Service Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。

#### 9. Oracle Hospitality Cruise Applications のライセンス規則

1. Oracle Hospitality Data Foundation for Cruise Programは、Oracle Hospitality Cruise Programsと併せてのみ、使用することができます。新規レポート又は同梱レポートのカスタマイズが許諾されています。サードパーティシステムへのインテグレーションは、Oracle Hospitality Cruise Interface Programsを通じてのみ許諾されています。新規スキーマ又はサポートされていないアプリケーションを追加することはできません。

#### 10.Oracle Hospitality Food and Beverage Applications のライセンス規則

1. Oracle Hospitality Technology Foundation for Food and Beverage Programは、Oracle Hospitality Symphony Point-of-Sale Programs、Oracle Hospitality Symphony Transaction Services Programs、Oracle Hospitality Symphony First Edition Point-of-Sale Programs、Oracle Hospitality Symphony First Edition Transaction Services Programs、Oracle Hospitality Reporting and Analytics Programs、及びOracle Hospitality 9700 Foundation Programsと併せてのみ、使用することができます。新規レポート又は同梱レポートのカスタマイズが許諾されています。サードパーティシステムへのインテグレーションは、Oracle Hospitality Interface Programsを通じてのみ許諾されています。新規スキーマ又はサポートされていないアプリケーションを追加することはできません。

#### 11.Oracle Hospitality Hotels Applications のライセンス規則

1. Oracle Hospitality OPERA 5 Property Standard Programは、対象ドキュメントで規定されている通り、55機能に制限されています。
2. Oracle Hospitality OPERA 5 Property Lite Programは、対象ドキュメントで規定されている通り、30機能に制限されています。
3. Oracle Hospitality Suite8 Property Resort Edition Programは、対象ドキュメントで規定されている通り、30機能に制限されています。
4. Oracle Hospitality Suite8 Property Small Business Edition Programは、対象ドキュメントで規定されている通り、18機能に制限されています。
5. 以下のプログラムは、Oracle Hospitality OPERA Programsと併せてのみ利用することができます。
  - ・ Oracle Hospitality Technology Foundation for Hotel Property Systems OPERA 5 Premium
  - ・ Oracle Hospitality Technology Foundation for Hotel Property Systems OPERA 5 Standard
  - ・ Oracle Hospitality Technology Foundation for Hotel Property Systems OPERA 5 Lite and
  - ・ Oracle Hospitality Technology Foundation for Hotel Central Office Systems新規レポート又は同梱レポートのカスタマイズが許諾されています。サードパーティシステムへのインテグレーションは、Oracle Hospitality Interface Programsを通じてのみ許諾されています。新規スキーマ又はサポートされていないアプリケーションを追加することはできません。

以下の A 欄に記載される Oracle Hospitality Hotels Programs のライセンス数は、B 欄に記載される関連する Oracle Hospitality Hotels Program のライセンス数と一致しなければなりません。

A 欄	B 欄
-----	-----

A 欄	B 欄
<b>Oracle Hospitality OPERA Property Add-on Modules –</b>  Oracle Hospitality OPERA Mobile, Oracle Hospitality Multiproperty Cross Profiles and Configurations, Oracle Hospitality OPERA Multiproperty Cross Reservation, Oracle Hospitality OPERA Multiproperty Cross Postings, Oracle Hospitality OPERA Commission Handling, Oracle Hospitality OPERA Membership for Frequent Guest and Flyer, Oracle Hospitality OPERA Web Self Service, Oracle Hospitality OPERA Campaign Management	Oracle Hospitality OPERA Property Premium, Oracle Hospitality OPERA Property Standard, OR Oracle Hospitality OPERA Property Lite
<b>Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering Add-Ons for Hotels –</b>  Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering for Hotels – Multi-Property Base, Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering for Hotels – Multiproperty Group Room Control and Function Diary, Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering Account Management	Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering Premium OR Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering Standard
<b>Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering for Conference Centers –</b>  Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering for Conference Centers - Multiproperty Base, Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering for Conference Centers - Multiproperty Group Room Control and Function Diary, Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering Account Management for Conference Centers	Oracle Hospitality OPERA Sales and Catering Base for Conference Centers

## 12. PeopleSoft Applications のライセンス規則

- 以下に記載する各プログラムには、お客様が使用权を許諾されたPeopleSoftプログラムについてのみ、Business Analysis Modeler - Restricted Developmentを使用してインターフェースを開発及び変更（新しいアプリケーション・データ・テーブルの作成を含みます）する使用权が含まれます。オラクルは、注文書の引き渡しに関する条件に従ってこれらのプログラムを提供します。
  - Integrated FieldService
  - Marketing
  - Mobile Sales
  - Online Marketing
  - Order Capture
  - Order Capture Self Service
  - Sales
  - Support for Customer Self Service
- Campus Self Serviceプログラムの使用は、INAS Software Supplement (<http://oracle.com/contracts>にあります)に規定されている追加の条件に従うものとします。
- PeopleTools - Enterprise Development は、お客様の内部データ処理操作のためのアプリケーションの開発にのみ使用するものとします。お客様は、いかなる場合にも、当該アプリケーションの販売並びに頒布をしないものとします。これと矛盾する規定がある場合にも、このプログラムの一部として提供されているVerity検索エンジンと現在呼ばれている機能を、アプリケーション開発の目的に利用する権利をお客様は有しません。
- 各PeopleTools - Enterprise Development Starter Kit プログラムは、お客様の内部データ処理操作のための、合計20以内のコンプONENT（対象ドキュメントの規定によります）を含むアプリケーションの開発を目的として、5 Application Userのみが使用するものとします。お客様は、いかなる場合にも、当該アプリケーションの販売並びに頒布をしないものとします。これと矛盾する規定がある場合にも、このプログラムの一部として提供されているVerity検索エンジンと現在呼ばれている機能を、アプリケーション開発の目的に利用する権利をお客様は有しません。
- PeopleTools - Restricted Developmentは、お客様が使用权を許諾されたPeopleSoft Enterpriseプログラムについてのみ、インターフェースを開発及び変更（新しいアプリケーション・データ・テーブルの作成を含みます）する目的で使用することができます。オラクルは、注文書の引き渡しに関する条件に従ってこのプログラムを提供します。
- Process Modeler Clientプログラムは、お客様がオラクルにより使用权を許諾されたPeopleSoft Enterprise又はJD Edwards EnterpriseOneプログラムでのみ使用することができます。このプログラムは、他のいかなるソフトウェアとも併用しないものとします。
- Student Administrationプログラムのライセンスには、Human Resources、Benefits Administration及びPayroll for North Americaの制限付ライセンスが含まれます。制限付ライセンスとは、Student Administrationプログラムの機能を利用する目的でのみHuman Resources、Benefits Administration及びPayroll for North America Softwareの各モジュールを使用すべきであることを意味します。Student Administrationプログラムの使用は、INAS Software Supplement (<http://oracle.com/contracts>にあります)に規定されている追加の条件に従うものとします。

## 13. Primavera Applications のライセンス規則

- 以下のPrimaveraプログラムにおいては、オラクルのテクニカル・サポート・ポリシーに記載に従ってこれらのプログラムで利用できる制限付きのSoftware Update License & Supportサービスにつき、お客様は一読し理解したことに同意します。
  - Earned Value Management
  - Evolve
  - SureTrak
  - Contractor
  - P3 Project Planner
- Primavera SureTrak及びPrimavera P3 Project Plannerプログラムにおいては、エンドユーザーによるこれらのプログラムの使用は、製品インストールの過程に含まれるエンド・ユーザー・ライセンス契約ではなく、これらのプログラムの提供に伴う契約に基づくことを、お客様は同意します。
- Primavera P6 Enterprise Project Portfolio Management及び Primavera P6 Enterprise Project Portfolio Management Web Servicesプログラムにおいて、(i) Primavera P6 Enterprise Project Portfolio Managementプログラムをまだ使用权許諾されておらず、かつ (ii) (Access Points経由を含む) アプリケーションにアクセスする開発者及び/又はエンドユーザーは、Primavera P6 Enterprise Project Portfolio Management Web Servicesプログラムの使用权許諾が必要です。“Access Points”は、第三者のもの、オラクルのもの、又はインターフェース、API、Web サービス、ならびにデータベース・リンクといったカスタム・バージョンのものを含みますが、これらに限定されません。

- Primavera Contract Management Web Services 及び Primavera Contract Management プログラムにおいて、(i) Primavera Contract Management プログラムをまだ使用権許諾されておらず、かつ (ii) (Access Points 経由を含む) アプリケーションにアクセスする開発者及び/又はエンドユーザーは、Primavera Contract Management Web Services プログラムの使用権許諾が必要です。“Access Points”は、第三者のもの、オラクルのもの、又はインターフェース、API、Web サービス、ならびにデータベース・リンクといったカスタム・バージョンのものを含まれますが、これらに限定されません。

#### **14. Oracle Retail Programs のライセンス規則**

- Oracle Retail Technology Foundation for Store Applications Program は、Oracle Retail Point of Service Program、Oracle Retail Back Office Program、Oracle Retail XStore Point of Service Program、及び Oracle Retail XStore Office Program と併せてのみ利用することができます。Oracle Retail Technology Foundation for Store Applications Program とその他のオラクルプログラム又は第三者プログラムとの併用は認められません。

#### **15. Siebel Applications のライセンス規則**

- Siebel Branch Teller Services プログラム、Siebel Internet Banking Services プログラム、Siebel Retail Finance Foundation Services プログラム 及び Siebel Financial Transactions Workbench プログラムの場合、第三者のツールを使用して、(a) マテリアルを作成、並びに、(b) 対象ドキュメントで Sample Screen Code and Process Templates として指定されているマテリアルを変更すること、ができます。ただし、いずれも対象ドキュメントに従うものとし、また作成並びに変更したマテリアルは、使用権許諾されたプログラムでのみ使用するものとします。オラクルが提供するこれらのプログラム、付属プログラム、対象ドキュメント、その他一切のマテリアルをオラクルが開発、使用、ライセンス供与、派生物の作成、及びその他自由に活用する権利、並びにそのような行為を第三者に許可する権利を、お客様はいかなる形でも制限しないものとします。
- Siebel Details プログラムは、20 Concurrent User の使用権を含みます。その使用権は、お客様に対して、任意の一時点において、1台のコンピュータ上でのみ最大 20 Concurrent User が対象プログラムを使用する権利を付与します。
- Siebel Marketing Server プログラムは、対象プログラム経由のアクセスが認められている一意の Customer Record 数に応じ、コンピュータ単位で使用権許諾されます。
- Siebel Pharma Marketing Server は、お客様が、対象プログラムを通じて管理することができる Brand の数に応じ、アクセスが認められている一意の Customer Record 数単位で使用権許諾されます。
- Siebel Pricing Claims Server - Up to 20 Application Users は、Application User 数に制限があるコンピュータ単位で使用権が許諾されます。
- Siebel Web Channel プログラムのユーザー又はプロセッサは、最大 15 Object にアクセスできます。「1 Object」とは、Siebel Tools プログラムで定義されている、対象プログラムの Business Object Layer 内の各データ・エンティティとして定義されます。
- Siebel Data Quality ライセンスは、Oracle Master Data Management 又は Oracle CRM デプロイメントと共にのみ、使用することができます。

#### **16. Systems Software Programs のライセンス規則**

**フェイルオーバー：**下記に示す条件に従って、以下に記載されている対象プログラムにおけるお客様のライセンスには、フェイルオーバー環境で使用権許諾を受けていない待機系コンピュータ上において、暦年（1月1日から12月31日まで）の任意の10日間を上限として稼働させる権利が含まれます。（例：待機系コンピュータが火曜日に2時間稼働、金曜日に3時間稼働した場合は、2日としてカウントします。）

- StorageTek QFS、StorageTek QFS Client、Oracle Hierarchical Storage Manager、StorageTek Automated Cartridge System Library Software (ACSL)

上記の権利は、複数のマシンがディスク・キャッシュ又はテープ・ライブラリ（例：マシンがクラスタ環境になく、マシンがディスク・アレイまたはテープ・ライブラリを共有する）に接続されている場合にのみ適用されます。本番ノードに不具合が生じた時、フェイルオーバー・ノードが本番ノードとして機能します。本番ノードが復旧した場合、お客様は、本番ノードに切り替えなければなりません。フェイルオーバーの期間が10日を超えた場合、そのフェイルオーバー・ノードは使用権許諾が必要となります。メンテナンス目的での休止時間も、延べ10日間の制限に算入されます。本項で付与された権利を超えて使用するには、別途使用権許諾を受けなければなりません。

#### **17. UPK Module 単位で使用権許諾されるプログラムのライセンス規則**

オラクルは、UPK Developer による以下の行為について非独占的、譲渡不能の使用権をお客様に付与します。

- UPK Module 単位で使用権許諾される User Productivity Kit (UPK) プログラム（総称して、以下「UPK コンテンツ」といいます）を、Employee 及び/又は Application User が、お客様の利益のために、各 UPK コンテンツが対象としているプログラムを使用する目的に限定したトレーニングの作成及び提供において、必要な場合にのみ、使用すること。
- Employee 及び/又は Application User が、お客様の利益のために、各 UPK コンテンツが対象としているプログラムを使用する目的に限定したトレーニングの作成及び提供において、必要な場合にのみ、UPK コンテンツの複製を無制限に作成すること。
- UPK コンテンツに対する変更版又はカスタマイズ版を開発する場合は、すべて本契約に規定された条件に従い、また著作権に関する全ての注意書きをオリジナルと同様に再現すること。

各 UPK コンテンツが対象としているプログラムの有効なライセンスを保有していることを、お客様は表明し保証します。お客様は、UPK コンテンツを第三者に再販及び頒布すること、並びに本契約で明示的に許可された以外に UPK コンテンツを使用することを禁じられています。UPK コンテンツ、及びお客様が UPK コンテンツを使用して作成するコンテンツ全てに重要な財産的情報が含まれることを、オラクルは表明します。UPK コンテンツの全部及びそのあらゆる複製について、オラクルはその権利を留保します。お客様は、お客様が作成した UPK コンテンツの変更版を、本契約の条件に従い、内部利用目的にのみ使用するものとします。

UPK コンテンツへのアクセスとその使用は、Application User 単位で使用権許諾され、かつ以下の全ての条件に該当する第三者に対してのみ許可することができます。

- お客様の UPK コンテンツ使用に関連してお客様にサービスを提供する場合。
- UPK コンテンツの使用とアクセスが必要な場合。
- 本契約に含まれる義務と実質的に同等の守秘義務をお客様により課されることに合意している場合。

UPK プログラムの Application 及び Employee User は、シミュレーション及びドキュメントを閲覧並びにそれらを相互に情報共有することが可能ですが、作成並びに変更を行なうことはできません。

#### **16. MySQL プログラムのライセンス規則**



MySQL プログラムは、第三者のテクノロジーを含む場合があります。オラクルは、お客様に対し、当該第三者のテクノロジーに関するプログラムの対象ドキュメント、readme ファイル、又はインストール情報にて、このことを通知する場合があります。第三者のテクノロジーは、本契約の条件に基づいて許諾されるものと、本契約の条件によらず対象ドキュメント又は readme ファイルに明記される場合、あるいは、インストール情報に表示される場合、別段の使用権許諾条件（以下「第三者許諾条件」といいます）に基づいて許諾されるもの（以下「第三者許諾テクノロジー」といいます）とがあります。第三者許諾条件に基づく当該第三者許諾テクノロジーのお客様による使用権は、本契約により何らの制限をも受けるものではありません。

(DEFV072216\_JP082416)